

平成20年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年3月11日(火)

議事日程(第3号)

平成20年3月11日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田目 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	綿引 優 君
保健福祉部長	増子 修 君	産業部長	小林 平 君
建設部長	川又 和彦 君	会計管理者	大森 茂樹 君
水道部長	西野 勲 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	根本 洋治 君	福祉事務所長	高橋 正美 君
秘書課長	山崎 修一 君	総務課長	岡本 一美 君
監査委員	檜山 直弘 君		

事務局職員出席者

事務局長 大谷利行
次長兼議事係長 菊池武

副参事兼総務係長 吉成賢一

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。

よって、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

議長（高木将君） 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

12番菊池伸也君の発言を許します。

〔12番 菊池伸也君登壇〕

12番（菊池伸也君） 12番菊池伸也であります。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきましたとおり質問をいたします。

最初に、常陸太田市の観光と本庁機能の充実について質問をいたします。

現在、常陸太田市の観光事業は、本庁及び支所の職員がそれぞれ独立した形で地域のPRや各種イベントに懸命に取り組んでおる状況であります。観光客の足はなかなか常陸太田市のほうへは向いてくれないのが現状であります。本市には佐竹氏、水戸徳川家の長い時代背景の中で育まれてきた文化や歴史があり、そして歴史的建造物や巨樹の天然記念物など、さまざまなものが国、あるいは県、市指定を受け、有形無形の文化財として数多く残っております。

また、茨城県一広い面積を誇る本市においては、豊かな自然が残っていることはご承知のとおりでございます。その自然の中、収穫できるブドウ、ナシ、梅、常陸秋そば、コシヒカリの米など、地酒、コンニャク、シイタケ等、特産品も数多くあります。今、常陸太田市のまちの元気を取り戻すためには、長期的な展望のもとでの観光事業の企画力と行動力が不可欠であります。

街なみの景観一つ考えても、長期的な考えのもとに整備をしていかなければ、観光客が喜んで歩きたくなるような街なみの観光整備は到底できないものと思います。今年の8月か9月ごろには、日本三大瀑布の1つであります袋田の滝の観瀑台が完成の運びになると聞いております。県におきましては、秋の紅葉シーズンに向けて、袋田の滝のPRに重点的に力を入れると聞いております。そうなりますと、多くの観光客が袋田を訪れることになることが予想されますから、この観光客をぜひとも常陸太田市に誘客しなければなりません。そして、市内各地域が観光客でに

ぎわい、地元の特産品を数多く買って帰っていただくというようにしなければ、まちに元気が戻らないし、まちが潤わないと思います。

そこで、常陸太田市の観光事業をさらに積極的に取り組むためには、本庁において観光事業をすべて掌握できるように、観光課を独立させた本庁の組織とし、組織機能及び観光に熱意のある人材を配置するなど、組織を充実させ、部門間においても機能的な動きができるようにすべきであると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

組織を1つにすることで、県や隣接する市町村との情報交換やグリーンふるさと振興機構との連携事業等も今以上にスムーズに実現できるのではないかと考えられますが、いかがお考えなのか、あわせてお伺いいたします。

次に、出生率の増加対策についてお伺いいたします。

全国的に少子化が進む中において、本市においても少子化が加速度的に進んでいる現状であることはご承知のとおりであります。今年4月から小学校4校が2校に統廃合され、それぞれが新しい学校名でスタートをいたします。地域の人々の複雑な思いもある中で、本市においては、さらなる統廃合の検討に入らなければならない時期に来ていると思います。出生率の増加対策などという施策を打ち出さなくても、アフリカなどの発展途上国では人口が爆発的に増加しているのに対して、先進国と言われている国はほとんど人口減少の一途をたどっている現状があります。

我が国もその例に漏れず、平成17年度には総人口が長期の減少傾向に転じたと言われ、本市においても、平成17年の合計特殊出生率が1.046と、国の1.26、県の1.24の水準を大きく下回っているように、出生率減少の一途をたどっています。

出生率減少は、女性が経済的に自立できる社会になってきたこと。高学歴化が女性の社会進出を強めていること。結婚しても子供なしで収入2人分の豊かな生活を楽しみたいと考えている夫婦が増加していることなどが一般的に言われております。また、結婚する子供に対して、これからは安心して子どもを育てられる社会環境、自然環境ではないので、出産をしないようにという親もあると言われております。

子供もの少ない社会は活力の低下をもたらすことは明らかであります。子供の出生率で悩んだスウェーデンでは、子供が生まれると1年半の育児休暇を与えたり、3人目、4人目の子供には児童手当を大幅に増額したりするなどの対策を講じて、出生率は2人ぐらいまでに回復したと言われております。

共働きで出産し養育をしようとする、肉体的・精神的・経済的に大きな負担をかぶることになります。そして、その対策ということになりますと、1自治体の問題ではなく、国の政策の問題であることも承知しておりますが、昨年の定例会で申し上げました長野県下條村のような事例もあります。本市においても情報の発信地として、出生率の増加対策として具体的に打ち出し得るものがあるのかどうか、市長の基本理念をお伺いいたします。

次に、青色パトロール隊の活動支援についてお伺いいたします。

地域の安全・安心を守るため、各地域で自警団が立ち上げられておりますが、水府地区町田駐在所管内におきましては昨年の3月に、早々と13名の会員で青色パトロール隊を立ち上げ、昨

年の12月まで毎週4日、4班編成で1日1時間30分ぐらい、青色灯を点灯しながらパトロールを続けてまいりました。地道なボランティア活動に頭の下がる思いであります。一般市民からは若者がコンビニなどをたまり場にしなくなったなど、感謝の言葉が数多く駐在所に寄せられていると聞いております。

最近、自警団の立ち上げに青色灯や停止棒は市から貸与という形をとっていると聞いておりますが、このグループに関しましては立ち上げが早かったため、すべて自費で準備をされたと聞いております。ご存じのとおり、最近ガソリンの価格が高騰をしております。すべてボランティア活動であると割り切っても、出勤に使用する車は陸運局に届けをして許可を受けなければなりません。一班3人編成でパトロールをしますから、車を出さない人は変に気を使うということでもあります。今後の市民の安全・安心を守るという観点から、自警団の活動を市としてどう支援をされるのか、お伺いをいたします。

次に、市役所職員の勤務時間についてお伺いをいたします。

市役所の勤務時間で、昼休みの時間が60分から45分が変わって、しばらく時間が経過しておりますが、60分の昼休みに戻すような話し合いはできないものかという市民の声を時折、聞いております。また、茨城県庁におきましても同様の話し合いが持たれ、県の出先機関を除いて、勤務時間の変更をして、昼休みを60分に戻したように伺っております。本市においても変更ができるのかどうか、執行部のお考えをお伺いいたします。

次に、河川の管理についてお伺いいたします。

総合計画前期基本計画の中で、久慈三川の環境保全が掲げられております。現状として、本市の自然環境の象徴である久慈川や、その流域である久慈三川、里川、山田川、浅川をはじめ、源氏川など、さまざまな支流は健康で快適な生活を営むための貴重な資源であり、財産であるため、その環境保全が求められております。

今、その中の山田川についてであります。護岸が危機的な状況であるとの声が住民から聞こえております。その場所は竜神ダム下流の天下野町6区地内に永代橋がかけられておりますが、さらにその下流で天下野町5区地内に和久田橋がかけられております。その間の川底が護岸工事以後、大きく浸食され、川底が大きく下がっております。このままにしておくと、護岸がかなりの長さで崩れ落ちるようなことも考えられるとのことでもあります。私も地元の人に案内をしていただき、現況を確認してまいりました。はっきりとは結論づけられませんが、川の浸食の進む速度をとめるのは、何段階かに分けて堰をつくることであると思っております。せっかく護岸工事をしたのに、その護岸が崩れ落ちるようでは経費も時間も相当なむだ遣いになりますので、早急にご確認の上、対策を講じる協議・検討をするべきであると思っておりますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、日常業務の総見直しについてお伺いいたします。

日本経済の不振によるばかりではなく、国の財政も地方の財政も危機的な状況にあることはだれしも否定できないことであり、時のアセスという言葉の中で、今まで続けられてきた事業の見直しが進められております。

今回、新年度の一般会計予算の編成に当たり、主な事務事業の見直しが行われ、財源の確保に努められたようでありますが、すばらしいことで高く評価されるべきであると思います。

今までこうしてきた、ずっと続けてきて何の問題もなかったということで、惰性的に継続されている事業はないのか。公共事業だけでなく、ソフトも含めて、実績や効果を分析し、必要性を判断する総見直しをする必要があるのではないのでしょうか。

各セクションで日ごろの業務の中で気づいたアイデアの中から、経費節減効果の大小や、無理なく実行できるかどうか判断し、きめ細かく行うべきであります。時のアセスによって事業の見直しは必要であります。隗より始めよという言葉もありますように、まず手近な日常業務の総見直しをすることが必要であり、それが経費の節減をしなければという意識の改革にもつながるのではないかと思います。総見直しをすることについて、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 初めに、観光行政と本庁機能の充実についてについてお答えを申し上げます。

観光振興と交流人口の拡大につきましては、地域振興にとって大変大きな、大切な行政課題となっております。本市内におけます地域の観光資源やイベントなどは、それぞれの地域と密接な関係、及び環境の中に育まれたものでありまして、多くのイベントは地域の方々が活動の中心となって、地域の観光協会、あるいは行政とかかわり合いを持つ中で取り組まれてきたものでございます。

観光協会の統一につきましても、現在、進行中でありまして、地域でのイベントも引き続き行われておりますので、地域の現況を持続発展させるためにも、当面、現在の組織体制は必要なものであるというふうに考えます。

しかし、議員ご指摘のとおり、さらに交流人口を増やしていくために、体制の強化とパワーアップが必要であることも事実でございます。事業推進のための新たな観光振興推進室等を設け、さらににぎわい創出のためのコーディネーター等を嘱託職員として採用することによって、この観光産業のさらなる発展のために組織体制を充実していきたい、そういうふうにとだいま考えておるところでございます。

2点目の、出生率増加対策についてであります。議員もご発言のとおり、大変大きな国全体の課題ということになります。そういう中で、当市におきましては、この5年間に特に重点的、優先的に取り組むものとして「ストップ少子化」「若者定住戦略」を掲げているところでございます。非婚化・晩婚化の進行や仕事と子育ての両立、経済的不安などを要因とする全国的な出生率低下の中で、少子化対策として、今、行政においてできることは何なのかということを考える必要があると思います。

そういう中で、行政としてできることとして、若者が定住できる環境の創出、そしてまた結婚推進、出産・子育て世帯への精神的な支援、加えて経済的な負担の軽減であるというふうに基本

的には考えております。

平成20年度につきましては、引き続き働く場の創出により、定住を促進するための企業誘致、結婚推進事業、地域子育て支援センター等における子育て世帯に対する相談などを推進していくほか、経済的な負担の軽減のために、小学校3年生までの医療費の助成、乳幼児・妊産婦の入院自己負担相当額の助成、中学生以下のインフルエンザ予防接種の助成を新たに実施をいたしました。さらに、妊婦の健康診査を、ただいま2回であるものを、5回に拡充することとしたところであります。今後、より効果的に少子化対策を展開するために、市内に少子化対策プロジェクトを設置をいたしまして、組織横断的に施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、日常業務の総見直しについてのお尋ねがございました。

平成20年度予算編成におきましては、一般職員給与の削減、消耗品費の削減、交際費の縮減、公用車管理経費の縮減、委託業務の見直し、事務機器の再リース対応、し尿収集業務の許可制導入、補助金の見直し、施設休日管理委託の見直し、預金運用方法の見直しなどによりまして、財源の確保に取り組んでまいりました。これらの見直しにつきましては、予算編成方針において、すべての事務事業において、これまでの実績や前例にとらわれることなく、根底からの見直しを行うという方針を示しまして、その成果を予算に反映をさせたものでございます。

中・長期的な見直しにおきましては、生活排水ベストプランによる下水道事業の見直し、あるいは都市計画道路網の再検討に取り組んできたところでございます。また、市の施策の根幹であります総合計画の基本構想につきましては10年、基本計画は5年をもってこれを見直しを行うことといたしております。こうした短期・中・長期的な見直しを組み合わせながら、実績や前例にとらわれることなく、行政評価の徹底、あるいはPDCAサイクルを回すことによりまして、経費の節減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 青色パトロール隊の活動支援についてお答えいたします。

みずからのまちの安全はみずから守るという考えのもと、現在、29の団体が地域の安全確保と犯罪防止に向けた自主的な活動を実施しております。そのうち4団体が青色防犯パトロールを実施し、新たに2団体が取り組みを予定しております。市といたしましては、自警団設立時にジャンパー、ベスト、腕章など、活動において必要な資機材の購入に要する経費として、5万円を限度に補助をしております。

さらに、青色防犯パトロールにつきましては、実施する団体に青色回転灯、及び青色点滅指示灯、マグネット式ステッカーを貸与し、円滑な活動ができるよう支援をしているところあります。

議員からご発言いただいた青色防犯パトロールに要する経費、ガソリン代の補助につきましては、近隣市町村の状況を調査し、防犯協会などと協議・検討してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 市役所の就業時間の変更についてお答えを申し上げます。

職員の昼休み時間につきましては、平成19年4月から、これまでの60分間を午後0時15分から午後1時までの45分としてございます。市としては、改正に当たりまして、昼休み時間60分間を維持し、勤務時間を午前8時30分から午後5時30分までとする案を職員組合に提示し、協議いたしたところでございますが、職員組合との合意は得られず、その意向を尊重しまして、現在の45分間の昼休み時間としたところでございます。

昼休み時間につきましては、議員ご発言のとおり、市民の方々の声もありますことから、今後ともこれまでの経過を踏まえまして、引き続き職員組合と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 河川の管理についてお答え申し上げます。

ご指摘の山田川のうち、天下野6区地内、永代橋から下流の天下野5区地内、和久田橋までの間、約180メートル区間につきましては、昭和53年の竜神ダム完成に伴い、河川管理者でございます県により護岸の整備が進められてまいりました。

現地を確認したところ、河川の河床が護岸ブロックの底より約1メートルほど下がった状態になっており、将来、洗掘等により護岸の破損が想定されるところでございます。

そこで、議員ご指摘の件につきまして、管理者でございます常陸太田土木事務所と協議を行ったところ、県において改修工事を実施する方向で調整が整いましたことから、引き続き県に対し、整備促進が図られますよう要望してまいります。

議長（高木将君） 12番菊池伸也君。

〔12番 菊池伸也君登壇〕

12番（菊池伸也君） ただいまはご丁寧な前向きな答弁をありがとうございました。

2回目の質問に入ります。

まず、最初に、常陸太田市の観光事業と本庁機能の充実についてであります。大変前向きに考えられておりまして、大いに期待をしていきたいなと思っております。

ただ、組織は現状のまま当分の間ということではありますが、実際、各地域でイベントを行うことに、現在の組織でも支障はありませんが、常陸太田市としてのPRをする場合に、そしてまち全体のことを考えた計画等をスムーズに行うためには、市の観光課というのが1本になっていたほうがスムーズに行くのではないかと思います。

しかしながら、内容等も考えられておりますようなので、今後とも観光事業の活力ということを考えて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、出生率の増加対策についてであります。施政方針で、先ほど答弁の中にもありましたが、「ストップ少子化」、「若者の定住重点戦略」、非常に財政事情の逼迫した中でもグレードアップをされていることはすばらしいことだと思います。先ほどの答弁のとおりでございますが、小学校3年生までの医療費助成の拡充、あるいは妊産婦・乳幼児に対する入院の自己負担等々、

たくさんの方がグレードを上げられております。ぜひ効果が出てくることを期待しております。

しかしながら、若い人が安心してここに住んで、住む場所の確保ができるのかということ、きのうの市営住宅のお話でも出てまいりましたが、うまくいっていないのではないかと思うわけであり。私はできれば若者が太田市から外に出ていくのではなく、外から入ってくるように、太田市の魅力というものをもっと前面に押し出す必要があると思います。働く場所の提供はもちろんのことではありますが、住みたくなるような場所の提供をもっと積極的に考えてもいいのではないかと思います。市営住宅建設計画に一般の若い方の意見を取り入れる件がお知らせ版に載っていましたが、素晴らしいことだと思います。ぜひそういう枠を増やしていただきたいと思えます。公営住宅法でできる範囲でも、今後、建てかえの際には、若者が確実に住みたくなるような居住空間を提供していただけるような施策を考えられないのかどうか、お伺いをいたします。

次に、青色パトロール隊の活動支援についてであります。昨日の一般質問の中でも、駐在所の統廃合の問題が何人かの議員さんから出されております。そういう状況の中で、青色パトロール隊の活動は非常に大きな存在と価値があると思っております。青色パトロール隊には何の権限もありませんが、地域の安全・安心を自分たちで守るという考えには敬意を示したいと思えます。担当部課におきましては、特に現時点で駐在所がなくなる地域の犯罪を防ぐための抑止力としなくても、地域力を育てなければならぬと思えますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

市役所職員の勤務時間についてであります。職員の昼休みが少々変わったことで、市役所の本庁・支所を問わず、食堂関係者は少なからず打撃を受けていると言われております。働く職員の権利というものは十分に理解をしておりますが、公僕であるということ、まちを活性化させなければ、それがやがて自分たちにはね返ってくると思われ。そういうことを踏まえた上で、十分にご理解を示されるべきであると思えますが、再度、ご検討をしてくださるかどうか、お伺いをいたします。

次の河川についてであります。この河川の工事は大変前向きに答弁されましたので、ぜひ十分調査をされた上で実施していただきたいと思えますが、その工事をする際に、川の自然の生態系を十分に考慮された工事等を考えるなどの配慮を検討の中に加えていただきたいと思えますが、ご検討をお願いできるのかどうか、再度、お願いいたします。

それから、日常業務の総見直しであります。先ほど市長から大変細かく答弁をいただいたわけですが、すべての部分で見直されたと申しましても、中には入っていない部分もあるわけでありまして、例えばごみ処理のランニングコストの問題などもあります。昨年の、私、決算特別委員でありまして、その際、市長にお伺いしたことがあります。ごみ処理のコストが大変大きくかかっている。これをプロジェクトを組んで検討してランニングコストを下げるといことも考えていくというような話をお伺いしましたが、それ以降、検討されたのかどうか、お伺いをいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） まず最初に、若者定住作戦戦略の中での市営住宅等におけます施策の中で、定住を促進するような、今、お尋ねがございました。基本的には、若い人たちの経済支援という意味で、住居費を行政から補填をするということは私は避けていきたい、そういうふうに思います。市営住宅等の入居者に対して、どういう判断基準で選択をしていくのか、その辺については検討の選択肢はあると、こういうふうに思っております。今後の市営住宅施策の中で、提案の内容・趣旨を踏まえまして検討してまいりたい、そういうふうに思います。

それから、ごみ処理につきましては、今、大きく費用を要しておりますところは、収集業務その他については、先ほど申し上げましたとおり、し尿処理等も含めて、許可制で経費の節減を努めているところですが、ごみの焼却場に関しましては、今、大きなところは予算に計上しましたとおり、定期的な補修といいますか、点検費用。あるいはそれぞれの装置の不具合を直すための費用ということが、2億4,5千万円近くかかっている。それも考えてみますと、ああいう装置を動かしていくときに、ふだんは、言葉は悪いんですが、きちっとした点検をしないで、それで定期的に年1回、それを更新をするという形から少し考え方を变えて、日常の小まめな点検をしていく中で、そしてその定期的な修理の費用を圧縮していくということが必要だというふうに変えて、今、業務委託をしております業者に対しましても、今のような考え方の中で、何が提案できるのか、それを求め、行政といたしましては、それらを踏まえまして、日常点検のもっとグレードアップを図る中で、全体の修理費を下げていきたいというふうに思います。

それから、基本的には、市内から出ますごみの減量化をすることが大きな課題でありますので、後ほど、また別の議員さんからもご質問があるようでございますが、そういう中でご答弁を申し上げていきたい、そういうふうに思います。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 議員さんご指摘のとおり、地域の安全・安心を守るためには自警団、それから青色パトロール隊の巡回につきましては、犯罪の防止の抑止力に大きな力を発揮していると思いますので、今後も地域の安全・安心を守るために、自警団を全地域に発足できるように支援をしていきたいと思っておりますし、青色パトロールの巡回設立につきましても、関係機関と協力をしながら、その支援につきましてもさらに検討し、支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 市役所の就業時間の変更についての2回目のご質問にお答え申し上げます。

職員の昼休み時間につきましては、地域の活性化や市民と協働して行政運営を行うことなどを考えながら、今後も引き続き職員組合と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 河川の改修に当たりまして、自然の生態系に配慮すること、これは時代の要請でございます。したがって、その点、十分配慮されますよう、県には要請してまいります。

議長（高木将君） 12番菊池伸也君。

〔12番 菊池伸也君登壇〕

12番（菊池伸也君） 3回目、立たせていただきました。3回目でありますので、要望のみにしておきたいと思っております。

6点質問いたしました。その中で、6点とも大変前向きな答弁をいただきました。この常陸太田市が観光事業におきましても、観光事業で経済力が上がっていくような方向でぜひとも積極的なご配慮をお願いしたいと思います。

また、それ以外につきましても十分にご検討され、今後の常陸太田市に住む人たちのために、常陸太田市がすばらしい市であるということを確認できるような施策を打ち出していきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（高木将君） 次、13番関英喜君の発言を許します。13番関英喜君。

〔13番 関英喜君登壇〕

13番（関英喜君） おはようございます。13番、太政クラブの関英喜でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

私たち太政クラブは、昨年10月19日に平成20年度の予算編成に先立ちまして、重点施策についての要望書を文書にて市長あてに提出いたしております。その中の幾つかは、20年度の予算案に反映されておりますが、新年度を迎えるに当たって、市民及び行政にとって重要と思われる事項について、何点かを質問したいと思います。

第1点の質問は、環境行政の取り組みについてであります。

先日も、3月1日の土曜日に常陸太田市とエコライフ推進フォーラム実行委員会の主催で、「エコライフ推進フォーラム」が生涯学習センターで開催されました。「市民参加でエコライフ運動を進めよう。知恵と工夫でストップ・ザ・温暖化」というタイトルで、地球温暖化についてフォーラムが開催されました。

私も参加しましたがけれども、二百五、六十人の市民が熱心に聞いておりました。迫り来る地球温暖化、その影響と対応というテーマで基調講演がありました。講師は本市在住で、県北エコサポーターズの鈴木政善様で、わかりやすく講演をしてくださいました。また、実践団体活動報告では、当市の谷河原町会の環境にやさしいごみの排出や大子町立南中学校生徒の「よみがえれ、私たちの奥久慈男体山」などの貴重な体験発表がありました。

地球温暖化問題につきましては、テレビ・新聞・雑誌等で毎日のように報道されておりますが、私も一通りの知識は得たつもりでありますけれども、この講演を聞きまして、温暖化が我々の考えている以上に、予想以上に早いスピードで進んでいることを知らされました。このままでは大

変なことになる。今のうちの何とかしなければいけないと改めて実感した次第であります。

国では、今年から京都議定書の約束事項である、基準年の1990年の対比で6%の温室効果ガス削減に向けた取り組みを本格化させております。また、来たる7月の洞爺湖サミットに向けて、2050年までに温室効果ガス排出量を半減するという、ポスト京都への新たな国際枠組みの公式を目指して取り組んでいるところでございます。

茨城県においても、2006年策定の地球温暖化防止計画に基づき、県内では基準年比4.6%の削減目標の達成に向けて、各家庭で実践するエコチェックシートや、買い物時のマイバッグ運動、エコ事業者登録制度の普及など、幅広い県民運動を展開しているところでございます。

当市においても、市役所内部をはじめ、各家庭にエコバッグの全戸配布やごみ減量化の出前講座、あるいは市民団体との取り組みなど、いろいろ対策を講じていることは承知しております。また、多くの市民は常陸太田市においても、環境問題を最重点に取り組むべき課題であると行政に期待をしているのも事実だと思えます。

このような観点から、1点目の質問は、環境対策の取り組み現状についてお伺いいたします。

常陸太田市においても、生活環境課を中心に、幅広い環境対策に取り組んでいると思えますが、当市における環境対策として、どのような取り組みをしているのか、その現状について、全体的にお伺いいたします。

2点目の質問は、今後の重点取り組み事項についてお伺いいたします。

環境問題は、地域、職場、学校、家庭で一人一人が取り組み、行政、事業者、住民が意識を改革し、一体的に取り組めば、非常に効果の出る部門対策だと思えます。そういう意味では、環境学習、環境教育とも、啓蒙活動が重要になってくるところでございます。20年度予算案には環境基本計画策定の事業がありますが、温暖化防止対策、ごみ減量化対策や環境教育、環境学習など、今後、常陸太田市として重点的に取り組もうとしている環境対策をお伺いいたします。

次に、2番目の質問に入ります。農業行政について質問いたします。

日本の食糧自給率は40%を割り、39%まで落ち込み、先進国では最低の水準であります。政府は2015年までに45%に上げる計画を立てていますが、世界の先進国と比較すると、食糧輸出国のアメリカ、オーストラリアは100%を超えており、ヨーロッパでも50%を割り込むのはスイスだけあります。農業大国のフランスでは122%に達しております。食糧自給率が低下する一方で、世界的な消費の拡大に生産が追いつかず、穀物の価格が高騰し、世界食糧自給の逼迫により、世界規模での食糧争奪戦が始まっております。中国、インドのように、2カ国だけで約25億の人口がありますが、生活水準の向上により、また食生活の変化により、食糧需用が急増しております。

一方、原油価格が高騰し、ガソリン代替燃料となるバイオエタノールの原料として、トウモロコシなどの穀物への新しい需用が増えてきています。さらに地球温暖化の影響で、異常気象が頻発し、農作物の生産に不安定な影響を与えております。このような情勢を見ると、世界食糧需給の逼迫と価格高騰が一時的なものでなく、もはや構造的な問題となっていると思われれます。

いつでも、どこでも、安い食糧が手に入る、こんな日本人の常識は通用しなくなってきたと言

えると思います。そういう意味では、我が国の食糧危機は目の前に迫っていると考えるべきだと思います。

当市においても、国あるいは県の施策にのっとり、市民及び農業従事者、JA、農業関係機関の協力を得て農業の振興を図っている現状だと思いますが、安心・安全の食糧の確保こそ、自給率アップのための農業農村の振興は国民的課題であり、また当市の大きな課題でもあります。このような観点から、当市の農業行政について質問いたします。

質問の第1点は、常陸太田市の農業も農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大、担い手不足等、全国共通の課題を抱えていると思いますが、改めて当市の農業の現状と課題をお伺いいたします。

第2点目は、当市の基幹産業としての農業の振興計画についてお伺いいたします。前にも述べましたように、食の安心・安全への関心の高まり、農業が環境や国土保全に果たす重要な役割等が注目され、効率化や国際化だけでない農業のあり方を考えようという人も増えてきている今日、農業の重要性については、消費者との意識の共有が図られつつある段階に入ってきたと見る人も出てきております。

常陸太田市においても、この時期に地域農業のビジョンを描いた中・長期の地域農業振興基本計画を立てるべきだと提案しますが、この点について、執行部の考えをお伺いいたします。

県の計画に基づき、当市においても常陸太田市地域水田農業ビジョンや常陸太田市元気アッププランの計画が作成されています。また、最近、地産地消推進協議会で策定された地産地消推進基本計画並びに行動計画は、それぞれの関連性は持っておりますが、それらを総括する計画、すなわち第5次総合計画のもとに、中長期の地域振興基本計画が必要と思います。

3番目の質問は、地域公共交通体系についてお伺いいたします。

市は昨年5月に、常陸太田市地域公共交通計画を策定し、市民の前に公表しました。市民や交通弱者に対する対策として、当市の交通体系の方向性を示したものであります。当市の交通体系の基本方針は、次の4点に整理されております。

1点目は、民間バス会社の路線バスを基幹交通とし、利用促進を図る。スクールバスの機能を持つ路線バスはその存続を維持する。財政支援は路線ごとではなく、1便ごとの利用状況を精査して支援する。

2点目として、市民バスは路線バスの空白地域及び空白時間帯を補充する。高齢者等の買い物や病院等の日常生活を支援する。均一料金を基本として受益者負担とする。

3点目は、みどり号環状輸送バスは医療機関への地域の足として、当面、現行どおり運行する。

4点目は、予約型乗合タクシーは路線バスや市民バス、及びみどり号では補い切れない地域への対応として運転する、というような当市の公共交通体系の基本方針を定めました。

この方針を受けて、市民バスは今年の1月4日から、1回200円有料となり、コースも2コース増えて、8コースから10コースになりました。また、予約型乗合タクシーの試行運転は市内4地域で、昨年12月から今年の2月まで3カ月間、試行運転されました。

一方、路線バス会社の基本的な経営方針として、公的支援等による赤字補填がなければ、赤字路線は原則的に撤退するとしています。ちなみに、市内の茨城交通の路線バスは現在すべて赤字

だそうです。当市の交通体系の動向を見ると、路線バスの撤退を市民バスと予約型乗合タクシーで穴埋めするという構造がしばらく続きそうであります。地域交通会議の試算によると、路線バス維持のための市の補助金額は、将来的には1億円以上になるだろうと予測しております。

そこで、地域交通体系の現状について、JR等も含めて、4点ほど質問いたします。

第1点目は、日立電鉄廃線後の影響について質問をいたします。代替バスの運行状況と利用者の推移についてお伺いいたします。また、高等学校等における影響についてもお伺いいたします。

第2点目は、民間バス路線の運行状況と支援内容について質問いたします。路線バスの撤退状況、赤字路線の廃止状況、運行回数の削減状況についてお伺いいたします。2つとして、支援の状況、事業者別、路線数、金額についてお伺いいたします。

第3点目は、予約型乗合タクシーの試行運転の結果について。運行状況と試行運転の評価について、今後の展開について。これは昨日、同僚議員が同じような質問がありましたので、簡潔に答弁願います。

4点目は、JR水郡線の利用状況について質問いたします。利用者数の動向についてと利用促進策についてお伺いいたします。

公共交通体系については、以上4点質問いたします。

次、4番目の学校給食について質問いたします。

学校給食費については、学校給食法第6条第2項において、学校給食の運営経費のうち、施設整備費や人件費以外の食材費等については、保護者が負担すべきとされております。学校給食が適切に実施されるためには、保護者の方に適切に負担していただくことが不可欠とされております。

近年、学校給食の未納問題が生じており、全国的な調査では、児童生徒数で約1%の児童生徒に未納問題が生じていることが明らかになりました。中には支払う能力がありながら学校給食費を支払わない保護者がおり、各学校や教育委員会が対応に苦慮していることが大きく報道されております。茨城県内のある市では、小・中学校給食費の滞納問題となり、市教育委員会は来年度から新たに滞納した場合は、給食提供を中止しても異議を唱えないとの内容の確約書を保護者全員から取りつけることを決めているようです。

経済的には払える給料があっても、払わないという保護者がおります。このようなことで、質問の第1点目は、給食費の未納問題について質問いたします。当市における学校給食の未納金額と未納率をお伺いいたします。小学校、中学校と分けてお伺いしたいと思います。

2番目としては、未納の保護者対策はどのように行っているのか、お伺いいたします。

3番目としては、確約書に対する考え方を伺いいたします。

次に、質問の第2点目は食材値上げの対抗策について質問いたします。学校給食の現場が試練の春を迎えているとの報道が目につきました。ギョウザ中毒事件では中国食材の不安が高まる中、4月にも小麦、乳製品等の食材価格の高騰ラッシュが現実視されております。食材費は保護者が負担する給食費で賄われているため、さきに申し上げたとおり、未納問題が絡んで、給食費を引き上げたくても引き上げられない状態のようです。

質問の2点目は、食材値上げについて質問いたします。食材値上げの対抗策として、どのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。また、給食費の値上げに対する考え方もお伺いいたします。

3点目は、地元産品の利用状況についてお伺いいたします。

中国食品、ギョウザ中毒事件を受けて、中国製品に不安を感じる人は共同通信社が2月9日、10日に行った全国電話世論調査では、94.2%の人が不安を感じると回答いたしました。また、今後は利用しないとの回答が75%となっております。

質問の第3点目は、当市の給食センターでの食材利用について質問いたします。地元産品の使用率、コメ・野菜・果物等に分けてお伺いいたします。

2点目は、外国産食品、国別、品目別の使用状況をお伺いいたします。

3点目は、先日の全員協議会でも報告を受けておりますが、改めて中国食品の使用状況をお伺いいたします。

以上、私の第1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 環境行政についての中で、最初に、環境対策の取り組みの現状についてお答えいたします。

1点目の地球温暖化防止対策ですが、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、市役所の事務及び事業に関しまして、平成14年度から5カ年間の防止活動計画を策定し、昼休み時の消灯、室内温度の設定、グリーンの購入など、全庁的な省エネの取り組みを行ってまいりました。

この計画は、市内の温室効果ガス排出量を平成12年度基準値3,686トンから3%削減を目標にしたものでありまして、合併前の平成15年度は3,663トンで0.6%減と、わずかながら成果はあったものと認識しております。

平成16年度以降は、合併により対象施設及び事務事業の増から、温室効果ガス排出総量も増加しましたので、削減効果等の分析が不可能となっております。本来は合併時に計画変更すべきものでありましたが、旧3町村に計画がなかったことから、基準値の設定が困難なため、変更に至らなかった背景がございます。今後は合併後の実態に即した基準年度と削減目標を設定し、地球温暖化防止実行計画を策定してまいります。

2点目の、自然環境保全対策ですが、河川水質測定は里川、山田川など6河川、12カ所で行っております。BOD指数で1カ所、浮遊物質量で4カ所が環境基準を超えておりました。また、大腸菌郡数は12カ所、全地域で基準値を超えておりましたが、生物形態に影響を与える数値ではありませんでした。

次に、ゴルフ場の水質検査においては、市内8ゴルフ場を実施しております。農薬分析の結果はすべて定量下限未満であり、生物試験においても、生物形態に影響を与える数値ではありませんでした。

3点目の、公害防止対策ですが、大気等測定等については、清掃センターなどでダイオキシン類については市が実施しており、それ以外のは茨城県が実施しております。また、放射線量測定につきましては、県設置の常時監視測定局から監視センターに送られ、市役所内の情報端末にリアルタイムに送信されております。

4点目の廃棄物対策ですが、ゴミ減量化推進といたしまして、出前講座3回、地区説明会を10回開催し、今年度は金砂郷、水府、里美地区を重点的に行い、総数327名の参加がありました。

次に、マイバッグの使用状況であります。本年2月初旬に大型スーパー4店舗において出口調査を行いましたところ、マイバッグ持参率は22%でありました。また、まちをきれいにする運動推進協議会で配布しましたエコバッグの利用数は数名しか見られませんでしたので、今後は個性あるバッグづくりコンテストなどの実施により、普及促進活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

また、レジ袋有料化につきましては、1月下旬に事業者、市民団体代表との意見交換会を開催し、2月18日に関係者懇談会を開催し、レジ袋の削減を推進する常陸太田市民ネットワークの設立がなされたところであります。3月下旬には三者による協定書締結、6月までにはレジ袋有料化の予定になっております。

次に、不法投棄対策ですが、平成18年度の不法投棄の実態は121件で、処理量が22.4トンになっております。さらに今後の重点的取り組み事項ですが、平成20年度を本市の環境元年と位置づけまして、環境関連の条例を見直しながら、環境基本計画を策定してまいります。現在の環境問題に対処するには、市民、事業者、行政が一体となった意識改革と行動が求められておりますことから、この計画を策定するに当たっては、パブリックコメントにより市民等の意見を反映させる考えであります。

また、地球温暖化防止対策やごみ減量化対策などの実務面の課題におきましても、この環境基本計画を柱とした地球温暖化防止地域推進計画、並びに実行計画を策定する中で、地域ぐるみで取り組める実行可能な活動目標を設定し、啓蒙活動を強化してまいります。

また、環境教育等については、地球温暖化防止をテーマとした出前講座、及び地区説明会を企画して、実行してまいります。以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 2つ目の農業情勢についてお答えいたします。

初めに、本市における農業の現状と課題についてお答えいたします。

まず、農業産出額の動向であります。農林水産統計による平成18年度農業産出額によりますと、全体では55億3,000万円となっております。本市の基幹産業である農業における主要作物は米であり、市全体の農産物産出の約55.2%を占め、産出額においても30億5,000万円となっております。また、野菜につきましては市場への出荷農家に加え、農協などが運営する直売所などに出品する農家が加わり、産出率は全体の11.4%を占め、その産出額は6億3,000

0万円となっております。

次に、果実につきましては、主に常陸太田巨峰が挙げられ、昭和36年に新農村建設事業の導入によりまして、巨峰栽培の推進が開始されました。現在においては全市に広がりが見られ、観光ブドウ園として、当市の観光の一翼を担っている状況にまで発展してきたものであります。また、ナシにつきましては歴史は古く、明治10年ごろから生産が始まったとされており、先人たちが技術を磨き、仲間との協力を惜しみなく進めたことにより、現在の観光ナシ園が生まれてきたものであります。

その他の果実類を含めた総産出額は、5億5,000万円を得ている状況となっております。その他には、大豆、ソバなどを含む雑穀類が3億円となっており、畜産においては肉用牛が2億9,000万円、乳用牛が3億5,000万円、ブタについては1億7,000万円の産出額となっており、柿においては6,000万円であり、コンニャク、お茶などの工芸農産物においては、4,000万円となっております。

次に、耕地利用率の動向についてであります。県の統計資料によりますと、田・畑を含め、平成15年度が80.9%、平成16年度、17年度が83.2%となっております。また、耕作放棄地の面積につきましては、2005年農林業センサスの経営耕地を対象とした場合、691ヘクタールとなっております。

次に、農家数、農業従事者の動向についてであります。統計ひたちおたの総数で申しますと、平成12年の農家数が4,515戸、農業従事者数が1万1,870人、平成17年の農家数が3,687戸、農業従事者数が9,404人となっております。また、高齢者の割合は37.2%の状況となっており、認定農業者数については、平成20年2月末日現在78名を数えております。

次に、有機農法の取り組み状況であります。地域ブランドとして生産している特別栽培米の奥久慈米が11ヘクタール、みずほちゃんが9.6ヘクタールとなっており、また県の認証を受けたエコファーマーは本年2月末日現在239人となっております。

次に、基盤整備率であります。県土地改良事務所資料によりますと、農振農用地域を対象とした場合、市全体では47.9%であり、そのうち水田が58%、畑が20%となっております。

今後の課題といたしましては、農業従事者の高齢化が進んでおり、また新規就農者が伸び悩む中で、どのようにして農業後継者を確保していくかが大きな課題であります。

そのほかとしましては、生産性の向上、及びブランド品の創設、流通販売網の拡大と確立、及び食の安全・安心の確立、サービス精神の高揚、消費者に対する地産地消の啓蒙と消費拡大などが挙げられます。

次に、2点目の地域農業の振興計画についてであります。農業の振興を図るため、国において新たな食糧・農業・農村基本計画が策定され、この計画に基づきまして、経営所得安定対策等大綱が決定されました。大綱には価格対策から所得政策への転換を図るため、担い手に対して施策を集中する、品目横断的経営安定対策や米の生産支援の見直しを行う米政策改革推進対策、さらには集落機能や多面的機能の保全・向上を図るための農地・水・環境保全向上対策が導入されております。また、県においては、茨城県農業改革大綱や農業・農村振興計画が策定され、各部

署において、その計画に基づいた取り組みが実施されているところであります。

当市におきましては、これらの計画を受け策定しました常陸太田市地域水田農業ビジョン、及び元気アッププラン等による振興や、第5次総合計画における農業振興策、あるいは常陸太田市地産地消基本計画並びに行動計画を策定し、その具現化を図るため活動を展開しているところでございます。

ご提案を受けました当市の中長期における地域農業振興基本計画の策定のあり方につきましては、現在、策定されている上位計画との位置づけなどを考え、市・県・普及センター、JA茨城みずほで構成している地域農業振興会議などで早急に検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 交通体系についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、日立電鉄線廃線後の影響についての中で、代替バスの運行状況でございますが、平成17年の運行開始時より便数の変更はございません。なお、コースにつきましては、朝夕の通学時に高校生の利便性を高めるため、佐竹高校、太田二校、太田一校を経由するコースに変更されております。

代替バスの利用状況でございますが、平成17年に1日平均、往復1,059人の利用がありましたが、本年は866人と18.2%の減となっております。廃線による影響でございますが、本市から日立市市内の高校へ進学する方につきましては、廃線が打ち出されました平成15年と平成16年度を比較しますと、24.5%の減少となっております。その後も若干の減少傾向にありますことから、影響が出ているものと考えております。

次に、民間バス路線の運行状況と支援内容でございますが、最近1年間の路線バスの廃止路線は2路線でございます。便数の減は市内運行路線の合計で14便となっております。平成19年度の路線バスに対する補助の状況でございますが、市内を運行する3社に対して補助をすることとしております。事業者ごとの補助の対象路線、便数、補助金額であります。茨城交通が19路線で60便に対しまして2,540万円、日立電鉄交通サービスが2路線、14便に対しまして70万2,000円、茨交県北バスが1路線、9便に対しまして16万3,000円、合計で22路線、83便に対しまして、2,626万5,000円を予定しております。

次に、予約型乗合タクシーの試行運行結果でございますが、利用登録者数が296人、稼働日数48日、利用者数は延べで578人となりました。利用の多い地区は水府地区、比較的少ない地区は常陸太田地区の南部となっております。平成20年度におきましては、本年度の試行運行により、各地区の運行に要する時間、ルート設定等に要する内容がわかってまいりましたので、これらをもとに運行システムを見直して、再度、試行運行をしてまいりたいと考えております。

なお、運行の開始は運行許可を受けるための期間を考慮しまして、7月を予定してございます。

次に、JR水郡線の利用状況についてのご質問でございますが、JR常陸太田駅の1日の平均乗車人員につきましては、平成14年度以降、毎年、わずかずつではございますが、増加をして

おります。平成18年度は1,318人と、平成14年度と比較をしまして62人、4.9%の増となっております。利用促進につきましては、公共交通の再生・活性化を図るため、昨年10月に茨城県と全市町村、及び県内交通事業者で茨城県公共交通活性化会議を設立をしております。本市におきましても、平成20年度に市内のJR水郡線沿線の町会等を中心に、水郡線の利用を促進するため、協議会等の組織を設けることを検討しております。この県の公共交通活性化会議とも連携をしながら、市民との協働により利用促進に向けた施策を検討してまいりたいと考えております。

なお、駅周辺整備におきましては、パーク&ライドなど、駅利用者の利便性を向上させるための施策を取り入れ、水郡線の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 本市の学校教育における環境学習に関する取り組みについてのご質問に、まずお答えをいたします。

学校教育におきましては、「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」という3つの視点から環境問題を学び、考え、実践する学習をすべての学校、幼稚園で進めております。幼稚園につきましては、動植物の愛護やものを大切に作る心を育てるとともに、ごみの分別の実践を図っております。また、小・中学校におきましては、教科や総合的な学習の時間で地球温暖化や環境破壊等の環境問題を学び、地域の特色を生かしながら、自分たちには何ができるかを考え、クリーン作戦、リサイクル運動、ごみの分別等の体験的な活動を通して実践力を培っております。

機初小学校の取り組みを紹介いたしますと、「どきどき自然発見隊」という活動の名のもとに、里川の水生昆虫を採取して行う水質調査、それから風力発電、太陽電池などの体験を通した新エネルギー教室の開催、児童自身が卵から育てたサケの稚魚の里川への放流などの活動を通しまして、大きな成果を上げております。このような長年の取り組みが認められ、今年度、幡谷教育振興財団賞を受賞しております。環境教育につきましては、幼少時からの意識づけと実践力が重要となりますので、今後とも力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、学校給食についての3点のご質問にお答えをいたします。

第1点目の、給食費の未納問題についてでございますが、現年度分、本年1月末現在、小学校の未納額は22万1,630円で未納率は0.16%、中学校につきましては未納額が37万4,500円で未納率は0.51%、未納額の総額は59万6,130円で、未納率につきましては0.28%となっております。未納世帯につきましては、毎月、学校において文書督促、臨戸訪問により随時徴収をしております。その中で、なかなか理解を得られない世帯につきましては、今度の春休みに学校と合同による滞納整理を実施することにしております。経済的理由による未納世帯につきましては、分納や就学援助制度の活用による納付をお願いをしております。

次に、確約書についての考え方につきましては、保護者への給食費に対する意識づけには効果

があるというふうに考えております。悪質な滞納者につきましては、全国的に見ると、保護者への給料差押え強硬執行を行うところも出てきておりますが、いろいろな他市の施策等の効果も検証しながら、本市の実情に合ったものを慎重に検討していきたいと考えております。

第2点目の食材値上げの対抗策についてでございますけれども、まず、献立の見直しを行ってまいります。次に、今まででは太田センター、里美センターで食材を別々に購入しておりましたが、来年度、平成20年度から一括購入することにより、賄い材料費の抑制を図ってまいります。食材価格の高騰ラッシュと中国食材の国内産に切りかえるための割高と、先の見えない厳しい状況下にはありますけれども、現在の給食費でやりくりをしていきたいというふうに考えております。

第3点目の地元産品の利用状況についてでございますが、本年1月末の実績で、米、しょうゆ、豆腐、納豆、コンニャク、ブドウにつきましては、100%地元産品になっております。野菜17品目は25.3%を使用しております。さらに、来年度の20年度につきましては、これまでほとんど使用されておらなかった地元のキュウリ、ニンジンを利用いたしまして、地元商品の利用率の向上を図ってまいります。

次に、外国産食品の使用状況でございますが、国別といたしまして、アメリカ、チリ、ペルー、パラグアイ、タイ、イタリア、ニュージーランドの7カ国、品目別に申し上げますならば、銀サケ、ロールイカ、ダイスアーモンド、白ゴマ、粉末ピーナツ、シーチキン、トマトホール缶、パイン缶、冷凍エダマメ、冷凍グリーンピースの10品目を使用しております。

最後に、中国産食品の使用状況でございますけれども、先日の全員協議会で報告いたしましたように、本市におきましては、問題になっております中国産冷凍ギョウザについては一切使用はしておりません。ただ、中国食材としては、10品目を使用しておったわけでございますが、本年度2月の献立からは一切使用していない状況でございます。これまで使用しておりました10の品目につきましては、5品目は国内産に、あるいは1品目はタイ産に切りかえをいたしました。1品目は他の食材に変更、3品目については食材の使用を見送って、他の食材を増量することにより対応しておるところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 13番関英喜君。

〔13番 関英喜君登壇〕

13番（関英喜君） 2回目の質問をいたします。

1番目の環境行政について、再度、質問をいたします。1点だけ質問いたします。環境基本法の策定が計画されております。非常に内容的にボリュームのある計画だと思います。策定委員についての選定方法なんですけれども、学者とか、あるいは市内にも環境を研究している市民がたくさんいると思います。また、事業者とか、家庭の主婦とか、そのような方もメンバーに参画させてほしいと思いますが、この点について、策定メンバーの選定方法について、考え方を伺いたいと思います。

2番目の農業問題について、農業行政についてでございます。農業問題につきましては、農業

振興につきましては、毎回、議会のたびに登場議員が質問しております。昨日も登場議員から質問がありました。このことは農業が本市にとって非常に重要な基幹産業であるということだと思えますけれども、もう1つは、本市の農業のビジョンが明確になっていないか、あるいは公開されていないということも1つの理由にあるように思います。そういう意味で、先ほど答弁にありましたけれども、地域農業振興計画については、早い時期に関係機関とJ Aと協力して策定してもらいたいという要望をしておきます。

質問ですけれども、私、前から思っておるのですけれども、本市の常陸太田市産の米についてでございます。ご承知のように、常陸太田市の米は日本穀物検定協会の米の食味のランキングづけにおきまして、全国でも17産地しかない、一番食味のよい特Aですね、Aの上の特Aというランクになります。そういう意味では、常陸太田市産の米というのをもう少し消費地に大きく宣伝してもよいのではないかというふうに思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

次の3番目の、地域公共交通体系について、それぞれ質問いたします。

2点質問しますが、1点目は、市民バス有料化後の利用状況についてお願いします。まだ2カ月しかたっていないので、確かなデータはないと思えますけれども、現在までのところの状況をお聞きしたいと思います。

第2点目は、路線バスの撤退により、市民バスと予約型タクシーの需要がますます高まると思えますけれども、本市の交通体系の将来の方向性をお聞きしたいと思います。

それから、これは提案事項になりますけれども、以前にも私は提案しておきましたが、高齢者にやさしい、市民バスにおいて、ノンステップバスの導入をバス会社と協議の上、早期に採用するように提案しておきます。

最後、4番目の学校給食について、再度、質問いたします。

1点質問して、1点提案したいと思えます。これからだんだん暖かくなり、食べ物に対する注意が必要ですが、安心・安全の観点から、食物の安全対策と施設の衛生対策について、特に気をつけていることがあれば、お伺いしたいと思います。

それから、もう1つは提案ですけれども、先ほど農業問題がありましたけれども、米の消費の拡大という観点から、学校給食の給食パンに米を材料としたパンをつくってはどうか。2,006年の全国の統計を見ますと、全国で7,836校で米の粉を使った給食パンを使用しているということでございます。トン数にしても、6,000トンぐらいの米の粉を使っているということでございます。ひとつこの点について、検討をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 環境行政に関する2回目のご質問にお答えいたします。

環境基本計画の策定委員の選定の方法であります。計画書策定に当たっては、本市の環境審議会への諮問、答申という形で進めたいと考えておりますが、原案の作成には策定委員10名を

選出する予定であります。具体的には、環境審議会委員、県の地球温暖化防止推進委員、久慈川水系モニターほか、市内には専門的知識を有する人材が多数いらっしゃいますので、その方々に選定委員をお願いしたいと考えております。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 常陸太田産の米の宣伝についてのご質問でございますが、ただいま議員が言われましたように、当市の米につきましては、日本穀物検定協会の評価でも大変よい評価を受けており、その食味につきましては、農協の調べ等によりますと、80から87の数値を示しておりまして、大変良食味を有しておるところでございます。

消費者が求めております安心・安全を含めまして、これを的確に知っていただき、消費者に認知していただくため、農協が中心として実施しているそれぞれの商談会、また各種イベント、また地産地消推進事業の中で、広く全国にPRの発信を実施してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 地域交通体系の再度のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、今年1月から有料化をしました市民バスの利用状況でございますが、全10コースの合計で、1月の利用者は3,469人、昨年と同時期と比較をしまして、82.9%の利用状況でございます。

2月の利用状況が4,101人、昨年と比較をしますと、86.4%となっております。当初、有料化により減少したものと思われそうですが、少しずつ増加している状況にあるというように考えております。

次に、2点目の本市の公共交通の今後の考え方でございますが、毎日、運行しております路線バスの維持を基本としまして、交通弱者と言われる高齢者等を中心とします市民の交通利便性を確保し、日常生活を支援するため、他の公共交通とも総合的に調整を行い、より効率的な運行体系となるよう検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校給食に対します再度のご質問にお答えをいたします。

衛生管理についてでございますが、当市の給食センターにつきましては、衛生管理の徹底を図るため、文科省が示した学校給食衛生管理の基準に基づきまして、衛生管理マニュアルを作成をしております。

衛生管理マニュアルの中身でございますが、健康な状態で従事すること、正しい服装で調理することなど、始業前から処理作業時、調理時における細かい対策を規定をしております。この衛生管理マニュアルを職員が共通認識のもとに励行し、衛生・安全管理に努めてまいりたいと思っております。

議長（高木将君） 次，11番茅根猛君の発言を許します。

11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 11番の茅根猛でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

年末、各自治体の予算案が続々と発表されてございます。一昔前は目玉事業、いわゆる何かの箱物建設があって、新予算が執行されれば、行政サービス、あるいは生活環境の向上が図られたというようなとらえ方の時代がございました。最近は各自治体とも借金財政のツケ、地方交付税の削減等々、歳入不足などにより、厳しいやりくり予算を余儀なくされている状況であります。

当市においても、同様の傾向にあり、ご案内のとおり20年度当初予算案では、一般会計の総額が対前年比1.2%減の約231億円で、合併後の実質ベースでは4年連続減額の緊縮型予算となっております。そのような中であっても、給与をはじめとする経費削減に努め、子育て支援、地域の元気づくり、地産地消の推進、環境対策に力を入れるなどの、いわゆる新予算案づくりに当たっては大変ご苦労をされたのではないかと、私自身は一定の理解をしているところであります。

さて、本日はそれらを踏まえ、我々が住む地域環境を次の世代によりよい形で引き継ぎたいと、こういう願いを込めての質問を中心に、5点ほどさせていただきます。

まず、第1点であります。地球温暖化対策についてであります。この関連については、先ほど同僚の関議員への環境行政のかかわりの中で、るる答弁がございました。重複する答弁については省略をしていただいて結構ですと、こういうことを付言をしまして質問をさせていただきます。

地球温暖化対策は、今日、自治体政策の中でも、直面する重要な政策課題の1つであります。京都議定書では日本の温室効果ガス排出量削減に関する数値目標は、1990年レベルから6%削減との第1次約束期間が本年度からとなっており、その達成に向けた法律や計画を整備してきているにもかかわらず、2006年度の温室効果ガス排出量は、むしろ6.4%増加している状況にあると言われております。

それを踏まえて、当市においても平成14年から5カ年計画の「常陸太田市地球温暖化防止活動計画」に基づき、省エネルギー、省資源、グリーン購入の推進等々、応分の対策は講じてきているものの、この取り組みの極めて重要な要素である市・家庭・企業等を含めた市全体の計画と反映、そしてまた一人一人が認識し、日常の取り組みに根ざしたものとするなどの点から、不十分と言わざるを得ないところもあると存じます。

冒頭申し上げましたように、本年から京都議定書の約束期間が始まるため、国は地球温暖化対策推進法を改正し、市町村が特性を生かした削減を進めるための地域推進計画の策定を義務化し、実質的な削減目標を設定し、達成に向けた進捗状況を評価するよう求めることとなっております。

したがって、従来から実施している市の省エネルギー、省資源、グリーン購入の推進、またマイバッグ、エコショップ、資源ごみ回収事業等については、施策の推進充実を図ることは当然で

ありますが、今後は市・家庭・企業等が一体となって取り組む体制の確立に向けた取り組みが重要であると考えます。それらの前提に立って、次の諸点について伺います。

1つが、常陸太田市地球温暖化防止活動計画に基づく今日までの省エネルギー、省資源、グリーン購入、及びマイバッグ、エコショップ、コンポスト等の目標及び実績・効果についてであります。

2つ目が、市と家庭、企業が目標設定、進捗管理に取り組むためには、現行の常陸太田市環境保全に関する条例を見直すべきであると考えます。

3つ目、家庭・企業を含めた市全体の計画書作成と、市独自の基準年度、基準目標の設定についてお伺いをいたします。

4つとして、今後の施策展開に当たって、エコライフデイ、環境家計簿、資源ごみ回収事業システムの見直し、マイはし、ハイブリッド車の配備、廃油回収等についての考え方についてご説明を願いたいと思います。

5つとして、本件については、一人一人が定数・定量的な認識を持ち、日常生活に根ざしたものとすることが前提であります。今日時点、学校教育では自然や環境について学ぶ機会があるが、市民等に対するその種の対策が乏しいと考えます。今後、地区別等の中で、一般市民への地球温暖化防止に関する説明、教育をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。重複する部分については、重ねて申し上げますが、省略していただいて結構でございます。

大きい2つ目、健康づくり対策等についてであります。市民は豊かな自然に包まれた中で、安心して明るく健康に暮らしたいと希望するとともに、住んでよかったと感じられるまちを目指したいと考えております。市長も19年度施政方針の中で、市民のだれもが住んでよかったと思えるまちを目指し、健康で楽しい生活を営んでいくため、保健センターを健康づくり推進課と位置づけ、健康づくりにかかわる市民サービスの向上を目指すとし、人間ドック等の各種検診の充実をはじめ、健康教育、健康相談、高齢者対策事業、体力増進事業等を実施し、市民の健康の保持・増進に努めていることは承知をしております。

しかしながら、現実的には、高齢化の進展や医療技術の高度化等、医療の質・量の増加などに伴い、年々、医療費が増加する傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと想定されます。したがって、今後は病気疾患の減少と医療費の減少を念頭に置き、徹底した一次予防、二次予防の対策、すなわち病気になるしない施策、病気になっても軽くて済むという施策の充実が急務であります。それらを踏まえ、次の諸点について伺います。

1つは、保健センターを健康づくり推進課と位置づけたゆえに、課題が解消されたもの、及び市民の健康づくりのための関連各課との連絡調整・指導についてであります。

2つ目が、各種検診後の具体的フォローアップ、いわゆる事後指導の強化策体制・状況についてであります。

3つ目が、特定検診、いわゆる40歳から75歳の対象者、本年4月から始まるわけですが、これの受診充実策についてであります。また、特定検診、特定保健指導に関し、レセプトや健診事業等からの疾病分析はどのように反映されているのか、お尋ねをいたします。1つ目が、

シルバーリハビリ体操等の充実についてであります。1. シルバーリハビリ体操等の実施状況について。2. いきいきヘルス体操の自主グループによる活動状況について。その自主グループの活動に伴う会場使用料、資料代、交通費についてであります。3. ジェネリック薬品についてでございます。医療機関への対応状況と具体的運用状況についてお尋ねをいたします。そして、希望カードの活用状況と医療費への効果についてご説明をいただきたいと思っております。

大きい3番目、防災対策についてであります。地球温暖化、あるいは農林業政策のおくれ等々による気象異常や開発等の影響により、全国各地で想定外の自然災害が多く発生しております。そのため、国では平成17年度には水防法及び土砂災害防止法を改正し、これまでの堤防などの施設整備に加え、洪水及び土砂災害ハザードマップを作成し、災害情報の伝達体制や避難誘導体制の充実を図ることが定められたところであります。

本市においても、近々、洪水・土砂災害ハザードマップの市民配布が行われる計画であることから、これらに関し、次の諸点についてお伺いをいたします。

1. 自主防災組織の組織状況と今後の展望についてであります。なお、昨日、組織状況については同僚議員への答弁がございました。承知をいたしておりますので、答弁は結構でございます。

2. 本市のその組織率は、世帯数比率による率20.9%程度でありまして、20年度に5町会組織結成という予定がございましたが、防災対策の根幹である避難誘導を前提とした場合、極めて悠長な対応であると考えますが、いかがでしょうか。

3. 今回のハザードマップに県管理河川の浅川等々が対象外となっておりますが、いかがか、お聞かせをいただきたいと思っております。また、対象外となっている河川等について、本市としてどのように今後、対応していくのか、明らかに願いたいと思っております。

次に、ハザードマップの市民への認知度、定着を踏まえた具体的周知・説明についてお伺いをいたします。

本市は山間部が多い状況から、土砂災害等の避難確保策、及び復旧工事等の考え方についても、あわせてご説明を願いたいと思っております。また、水府地区の土砂災害ハザードマップ作成がおくれである理由についてお伺いをいたします。

6つ目、災害弱者の安全を確保するため、要援護者名簿作成の進捗状況と具体的活用に向けた対応についてお伺いをいたします。

なお、先般、援護者名簿の進捗状況については、同僚議員に答弁がありましたので、その点については承知をいたしておりますので、省略をしていただいて結構でございます。

大きい4つ目が、森林政策についてであります。本年4月から、県税として森林湖沼環境税が導入され、個人年額1,000円等の徴収となり、県の税収見込みが16億円、5年間で80億円と言われております。その使い道は森林の保全・整備、霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全に利・活用されることとなると聞いております。特に本市関連で言えば、主に森林の間伐促進や県産材の利用促進で森林整備を推進するものであると理解をしております。私は荒廃森林の増加と地球温暖化防止、すなわち大気保全など、公益的機能の面からも、新たな県民負担にふさわしい、目に見える形での効果を期待するものであります。

昨日、同僚議員の本件に関する予算獲得に向けての県への提案、そして行政のほうから補正予算で対応、法律的な間伐事業に向けて取り組むとの議論がありました。私は若干、別の角度からお話をさせていただきたいと思っております。当市は特に約2万4,000ヘクタールの森林を有し、林野率約65%となっている現状の中で、間伐実施緊急度判定調査によりますと、3年以内に間伐を行う必要があるが、約1,800ヘクタール、4年から6年以内が約1,200ヘクタールあるものの、過去3年間の平均間伐実施面積は176ヘクタールであります。また、間伐モデル事業は今年度10ヘクタールが実施されるにとどまっております。

一方で、林道・作業道の未整備、林業労働力の減少と高齢化、共販所の再編整備の問題、地域材活用を促進するための搬送施設の整備等々、問題が山積している状況にあります。私は本税導入を機会に、森林保全対策とあわせて、地球温暖化防止対策の面からも、行政として森林組合、森林所有者、地域木材事業者等々の連携を強化し、主導的役割を果たしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。それらを前提にして、次の諸点についてお伺いいたします。

1. 20年4月、本税導入に伴う常陸太田市としての方針策定、使途についてであります。

2. 森林整備の推進等々の具体的充実策についてであります。

3. 地域主体で進める森林づくりの推進についてお伺いいたします。

4. 森林環境教育の推進についてであります。

5. 今日までの森林施策の課題、問題点と今後の改善点についてお伺いをいたします。

6. 乾燥材の事業拡大に伴うバックヤード、いわゆる乾燥施設設置の考え方についてお伺いをしたいと存じます。

最後に、5つ目が常陸那珂港山方線、(仮称)木島橋のアクセス道路改良についてご質問をいたします。本件については、昨年9月の定例議会において提起をさせていただきました。その際、ルート確定後、速やかに地元との協議に入れるよう、県に対し働きかけをしていくとの見解をいただき、先般、地元説明会が開催されたと承知しております。

本道路、とりわけ尾島町地内の道路は、木島橋の供用開始に伴い、金砂郷地区はもとより、水府、常陸太田地区の通勤者をはじめ、想像以上の大中小の車輛の出入りが想定されます。現在そのまま供用開始となれば、現在の道路現況から、円滑な交通確保が担保されず、地域住民の日常の往来、あるいは農作業等安全確保の立場からも懸念される状況であると思います。したがって、県との対応を含め、木島橋供用開始にあわせ、ミニバイパス等の工事に着手できるよう、応分の対策を講ずるべきと考えますが、いかがでしょうか。これらに関連し、次の諸点についてお伺いをいたします。

過日の地元説明会についての概要をご説明願いたいと思います。

使用開始にあわせた工事着手に向けた今日までの市の対応状況と今後の展望についてお伺いをいたします。

3つ目が、円滑な交通確保と地元住民の安全確保上からの信号機設置についての考え方をご説明願いたいと思います。

以上5点、1回目の質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（高木将君） 午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 1 2 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 地球温暖化対策についての中で、最初に、当市の地球温暖化防止活動計画に基づく省エネ、省資源、グリーン購入及びマイバッグ、エコショップ、コンポスト等の目標及び実績効果についてお答えいたします。

この防止活動計画は、平成 1 4 年度から 5 カ年間の計画でありまして、平成 1 2 年度を基準年とした市内の温室効果ガス排出量 3, 6 8 6 トンから、3 %削減を目標としたものであります。内容として、電気使用量 3 %の削減、公用車燃料使用量 9 %の削減、燃料使用量 1 %の削減を目標としております。合併前、平成 1 5 年度の温室効果ガス排出量は 3, 6 6 3 トンで、0. 6 %削減されており、わずかながら成果はあったものと認識しております。内容を分析しますと、削減された項目はガソリン、軽油、灯油で、日常的な電気使用量は横ばいでありまして。増加した項目は、A 重油、液化石油ガスという状況でございました。

平成 1 6 年度以降は、合併により、対象施設及び事務事業の増などで削減効果等の分析が不可能となっております。平成 2 0 年度に地球温暖化実行計画を策定するものですが、基準年度及び基準値の設定、削減効果の検証ができる、当市独自の集計方法などを考案してまいりたいと思っております。

また、グリーン購入については、環境負荷の少ないものを優先的に購入するため、再生紙使用ガイドラインを作成し、用紙類使用指針で古紙配合率の高いものを購入してまいりました。しかし、マスコミ等でご承知のとおり 製紙会社の再生紙偽装問題で生産ストップや供給停止などで、入手困難が予想されましたことから、1 月 2 5 日に、調達についての当面の対応を各課に指示したところであります。

マイバッグ運動につきましては、現在、レジ袋有料化に向けて取り組んでいるところでありまして、さらなるマイバッグ持参率向上を目指してまいります。

エコショップにつきましては、現在 6 店舗が認証されておりますが、さらに普及拡大を目指します。

コンポストにおいては、平成 1 7 年度 8 1 基、1 8 年度 6 5 基、1 9 年度 8 8 基となっております。

2 点目の、市民、事業者、行政が一体となって取り組むためには、現行の常陸太田市環境保全に関する条例を見直すべきであるとのご質問でございますが、この条例は昭和 4 7 年に制定したものであり、環境基本法が求めるものとの整合性が図られていないため、平成 2 0 年度に環境基本条例として制定してまいります。

3点目の、市民、事業者を含めた市全体の計画作成と、市独自の基準年度・削減目標の設定についてであります。この計画書は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条で、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの抑制等のための総合的な施策を策定し実施するよう努めるものとする規定されておりますので、平成20年度に地球温暖化防止地域推進計画を策定してまいります。また、市独自の基準年度・削減目標の設定については、都道府県及び政令指定都市は温室効果ガスCO₂の総量を目標として、現況、将来推計をしなければなりません。中小規模の市区町村は将来推計等が必須ではないことから、事業量目標を設定する考えであります。なお、基準年度については、策定を進める中で検討してまいります。

4点目の、今後の施策の展開として、1、エコライフデー、2、環境家計簿、3、資源ごみ回収事業、4、マイはし、5、ハイブリッド車の配備、6、廃油回収等についての考え方についてであります。エコライフデー、環境家計簿については、平成20年度から実施したいと考えております。資源ごみ回収事業については、現行の体制を改善すべく検討を進めるとともに、ごみの分別収集方法の徹底を強化してまいります。ハイブリッド車の配備につきましては、更新時に検討いたします。また、マイはし、廃油回収については、地球温暖化防止地域推進計画並びに実行計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

5点目の、今後、市民等への対策について、地区別等で地球温暖化防止に関する説明、教育をすべきと考えるがということについてであります。地球温暖化防止をテーマとしたメニューを検討し、積極的に普及啓発を行ってまいりたいと考えておまして、市内には専門的知識を持った人がおりますので、人材活用と町会の協力をいただき、中身の濃い出前講座や地区説明会を展開すべく努力をいたします。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 健康づくり対策等の6項目のご質問にお答えをいたします。

1点目でございますが、今年度、保健センターを健康づくり推進課と位置づけたところですが、健康づくり推進課に健康企画係を設置いたしました。いききヘルス体操を市内に普及拡大する企画方策や、出前講座のメニュー編成、健康づくり方策の企画などにおきまして、充実がされてきているところでございます。

それから、市民の健康づくりのための関連各課との連携調整、指導についてでございますが、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけていくためには、行政や関係団体などが一体となって、個々人の健康づくりを支えていく環境づくりが重要でございます。また、健康づくりのための取り組みは、保健、福祉、医療、教育、生涯学習、まちづくりなど広範囲にわたっていますので、関係各課との間で課題の共有化や相互の連絡調整を図りながら、総合的、計画的に推進していく必要がございます。

当市では、平成18年12月に市民の健康づくりに係る施策を推進するに当たりまして、関係部課の連携をもって効率のよい施策推進を図ることを目的にしまして、健康づくりプロジェクト

を設置いたしました。各部課等における市民の健康づくりに係る事業の洗い出し、情報交換などを行いながら、健康づくりの方法や当面の課題を明らかにしていくことを目指しております。平成19年度におきましては、シルバーリハビリ体操の普及やジェネリック医薬品の利用促進、さらには健康まつりの充実などに取り組んでまいりました。各種事業の効果・課題等については検証を行いながら、当市の健康づくりの目指す方向性などを体系的に明らかにするとともに、新たな施策の企画立案なども、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の、各種健診後の具体的フォローアップ体制の状況についてでございますが、健診後の指導といたしましては、地区保健センターや地域の集会所において、各種の健康講座や教室、健康相談等を実施し、健診の結果に生活習慣病の予防や疾病予防の必要のある方に対し、案内をするなどのアプローチを行っております。また、健診結果により、直接の訪問指導や、医療機関において改めて精密検査が必要な方や医療が必要な方には、保健師の家庭訪問による指導や相談を積極的に進めております。今後も、市民一人ひとりが健康で生き生きと暮らせるよう、食生活改善や健康教育、健康相談などの、健診事後指導を強化してまいりたいと思っております。

3点目になりますが、特定健診の受診充実策についてでございます。

既に議員ご承知のように、平成20年度には、これまでの老人保健法に基づく基本健診にかわりまして、高齢者医療確保法に基づく特定健診、特定保健指導が開始されることとなります。これは、近年、中高年の男性を中心に肥満者の割合が増加傾向にある中で、肥満者の多くが糖尿病、高脂血症、脂質異常症などの危険因子を複数持ち合わせ、危険因子を重ねるほど心疾患や脳血管の疾患を発症する危険が増大していることから、内臓脂肪肥満に着目した内臓脂肪症候群の概念を導入しまして、運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向けて、予防の重要性に対する理解の促進を図るとともに、必要度に応じた効果的な保健指導の徹底を図ろうとするもので、市の国民健康保険などの医療保険者に実施が義務づけられているものでございます。

国が定めた特定健康診査等基本指針の中で、5年後の平成25年におきましては、特定健康診査の実施率が65%、特定保健指導の実施率が45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率でございますが、これが10%の目標達成が求められております。議員ご発言のように、健診の受診率を高めることが、まずは重要な課題となっております。

本市としましては、第一義的に、健診対象者となる40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者全員に対しまして個別に通知を行いまして、各地区の集会所や保健センター等の集団健診会場でできる限り多くの方々に受診いただけるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、集団健診会場で健診ができない方々のためには、県の医師会と集合契約によりまして、市内の医療機関におきましても個別に受診ができるよう、調整作業を進めているところでございます。

さらに、集団健診会場において、介護保険法に基づく生活機能評価、後期高齢者の健康診査、それから、二十から39歳までの生活習慣病予防健診、B型・C型肝炎のウイルス検査、前立腺がん、結核・肺がん検診につきましては、同時に受診ができるような健診体制をすることにより、受診者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

4点目になりますが、特定健診、特定保健指導に関連しまして、レセプトや健診事業からの疾病分類などはどのようになっているかというご質問でございました。当市の国民健康保険では、合併後の平成17年度から、毎年5月診療分のレセプトデータを国保連合会から受領しまして、医療費分析を行っております。被保険者の医療費の動向、受診状況、受療疾病の状況などを、年齢階層別、疾病別、地域別に分析・整理するとともに、生活習慣病関係疾病の受診状況や医療費の動向などを抽出しまして、それらの分析結果を、健康づくり推進課の保健師や管理栄養士が各地に実施する健康教育、健康相談、保健指導などに活用しているところでございます。

なお、平成20年度から、特定健康診査、特定保健指導を実施するに当たりまして、国が定めた基本指針の考え方に沿って、特定健康診査等実施計画の策定作業を進めてまいりましたが、その計画書の中にも医療費分析の結果を疾病構造と医療費の状況としてまとめております。高血圧性疾患や糖尿病、脂質異常症、脳梗塞、腎不全といった生活習慣病関連疾患やメタボリックシンドロームが、医療費を押し上げる大きな要因となっております。できるだけ若い年代のうちに生活習慣病の発症や重症化を予防すべく、保健予防意識の醸成や早期の健診受診、さらには予防対策の保健指導の徹底を図るなど、本市における中心的な健康の課題であるというふうにいたしておるわけでございます。

また、本計画書では、これまで実施してまいりました基本健診における検査項目ごとの有所見者数の推移や年齢階層別の状況など分析結果を掲載しまして、肥満や過食、運動不足、それから脂肪・糖分のとり過ぎ、たばこといった危険因子に注意して、生活習慣を改善すること、定期的に検査を受けることの必要性を明らかにしております。

いずれにしましても、医療費の分析結果、健診結果データにつきましては、引き続き経年的にとらえてデータの蓄積を行いまして、特定健診、特定保健指導に限らず、健康増進法に基づく健康教育や健康相談、保健指導などにおきまして、幅広く活用していく必要があると考えております。

それから、5点目の、シルバーリハビリ体操などの充実についてでございます。

平成19年度のいきいきヘルス体操教室関係の実績でございますが、健康づくり推進、健康教室としまして、平成20年1月までの実績としましては、142回の開催をいたしております。延べの参加者数が2,544人でございます。また、社会福祉協議会の事業としまして、32回の開催をしまして、延べ参加者数が1,004人の参加をいただいております。また、身近な地域におけますシルバーリハビリ体操を普及するため、今年度は茨城県立健康プラザの協力を得ながら、52名のシルバーリハビリ体操士3級でございますが、の養成を行っております。来年度につきましても、積極的な指導士の養成を図ってまいりたいと考えております。

いきいきヘルス体操の自主グループによる活動状況についてのお尋ねがございました。現在、16グループが活動いただいております。

それから、自主グループの活動に伴う会場使用料、資料代とか交通費等についての助成についてのご質問がございました。資料につきましては、県立健康プラザが発行しますパンフレットを市で購入しまして、自主グループの参加者に活用いただいております。会場の使

用料につきましては、地区保健センターなどは無料で利用いただいておりますが、地域の集会施設等の使用料を徴収している施設における使用料や指導者の交通費等の助成は行っておりません。これら会場使用料は、参加者の皆様でお考えいただくことと考えているところでございます。

6点目でございます。ジェネリック医薬品についてですが、医療機関への対応状況と具体的な運用状況についてのご質問です。

昨年5月に市の医師会、薬剤師会、歯科医師会のご理解とご協力を得て、ジェネリック医薬品希望カードを作成しまして、国民健康保険加入者の全世帯に配布をいたしました。もとより先例のない取り組みでございましたので、当初は、医療機関窓口での混乱や被保険者からの問い合わせなどの発生を心配しておりましたが、大きな混乱もなく、その後は例月の医療費請求における調整レセプトの内容から、ジェネリック医薬品の処方状況の実態把握に努めてまいりました。その間、市の医師会においては、市の医師の先生方を対象にしましてアンケート調査を実施し、各医療機関における処方の実態と、処方上における諸課題等の把握に努められました。また、市におきましても、市内の薬剤師の先生方を対象に同様なアンケートの調査を実施させていただきまして、双方の調査結果を踏まえまして、昨年12月に市の医師会の先生方と行政とで、ジェネリック医薬品の利用促進に係る意見交換を行いました。

その中で、医療機関や調剤薬局における窓口対応の実態や、処方に至るまでのさまざまな課題等が明らかになったところでございます。とりわけ行政側の課題としましては、周知PRが不十分であったこと、すなわちジェネリック医薬品希望カードの利用者が一部の被保険者に限られており、まだまだ多くの方がカードの利用方法について十分理解されていないことや、医師側への提示を遠慮している状況も多く見られていることが明らかになったわけでございます。

早速、被保険者や市民の皆様にはじかに、ジェネリック医薬品や希望カードにつきまして説明をしていく機会を多く持つ必要があるとしまして、昨年12月中旬から、各地区における公民館事業や町会の会合、または敬老会事業、さらには保健センターにおける各種ヘルスアップ事業などにおきまして、5分でも10分でも時間をいただきまして、ジェネリック医薬品の利用につきまして説明をさせていただくということで取り組んでいるところでございます。4月からは、処方せん用の紙が見直されまして、ジェネリック医薬品の利用環境がさらに進むことになっておりまして、引き続き、市医師会のご協力をいただきながら、まちづくり出前講座のメニューに加え、被保険者や市民の皆様方に直接ご説明する機会を多く持ちながら、積極的に周知啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

また、希望カードの利用状況等、医療費への効果についてでございますが、ただいま申し上げましたように、ジェネリック医薬品希望カードの配布以来、例月の医療費請求における調整レセプトの内容からジェネリック医薬品の利用状況の把握に努めているところでございますが、平成19年11月検診分までの半年間に、ジェネリック医薬品を利用しているレセプト件数が2.3%ほどふえておりまして、調剤件数の47.4%にジェネリック医薬品の処方が認められるような状況になってきております。もとより、当市内の医療機関の調剤医薬品におけるジェネリック医薬品の処方が、市外の状況よりも進んでいた経緯がうかがわれております。ジェネリック医薬品が

処方されているレセプトを、市内、市外の調剤薬局に分けて見ますと、市内が52.5%、市外が39.1%ということで、市内の調剤薬局における処方が大幅に進んでいる状況が明らかになりました。

一方、この間の医療費におけます調剤費の状況は、レセプト1件当たり費用額で見ますと、1万1,000円程度で推移しておりまして、ジェネリック医薬品の利用が広まったことによる低減効果が見られるところまでは至っていない現状でございます。ジェネリック医薬品の処方自体は段階的に広がっている傾向にあるものの、市医師会との意見交換で明らかになりましたように、まだまだ希望カードの利用が限られた被保険者にとどまっている状況にあることから、前段のご質問で申し上げましたように、今後、積極的な周知啓発活動に取り組むことによって、ジェネリック医薬品の処方がさらに広がり、調剤費における低減効果が期待できるのではないかと、この辺に対して努力をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 防災対策についての中で、総務部関連についてお答えを申し上げます。

まず、自主防災組織の今後の展望についてでございます。

今後の自主防災組織の結成につきましては、市内全域での結成を推進するため、町会長さんへの説明をいたしまして、組織化への理解を深めていただくとともに、早期の結成に向け、町会に対する意向確認調査や、必要な予算の確保の検討などに努めてまいります。

次に、ハザードマップの市民への周知・説明につきましては、その作成において、各地区におけるワークショップを開催し、市民の方々のご意見を伺い、作成に反映するとともに、今月下旬には各地区ごとの住民説明会の開催や、おしらせ版、市ホームページへの掲載を行い、マップの見方や活用方法、日ごろからの準備と心構え等について周知・説明を行ってまいります。また、各種団体の会議などにおける出前講座や自主防災訓練におけるハザードマップの活用などを促してまいります。

次に、要援護者名簿の活用についてでございます。

現在、名簿登録希望者の受付、取りまとめをしているところでございますけれども、登録者は19名と少ないため、今後も随時登録申請を受け付け、定期的な広報紙やホームページなどにより、登録申請の周知を行ってまいります。また、障害者分の手上げ方式では把握が不十分であるため、今後も、継続的な広報紙等による登録申し込みの周知を行うとともに、総務、福祉窓口の案内や関係団体を通しての呼びかけを行うことや、民生委員が障害者宅を訪問する際に、災害時要援護者名簿への登録を促していただけるよう依頼することも予定しております。そして、これらの名簿は、今後、町会長さんや民生委員さんに提供いたしまして、情報の共有化を図ってまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 防災対策についてお答え申し上げます。

まず、今回の洪水ハザードマップにおいて、県管理の浅川が対象外となっていることについてでございます。

水防法は、洪水予報河川及び水位情報周知河川を指定の上、浸水想定区域を指定することと規定しており、現在のところ、久慈川、里川及び山田川と、国管理河川のみが対象となっております。ご指摘の浅川及び里川上流部につきましては、現在、県におきまして、水位情報周知河川の指定に向けた調査を実施しておりますことから、指定次第、順次浸水想定を行うこととしてございます。

次に、土砂災害時の避難確保策及び復旧工事等の考え方についてでございます。

土砂災害については発生予測が難しいため、特に避難に時間を要する高齢者や身障者の皆様への配慮が必要となりますことから、早期に避難準備情報を発令し、自主避難を促すこととしてございます。さらに、土砂災害危険箇所に含まれ孤立する地区や高齢者の多い地区における避難につきましては、引き続き自主防災組織と連携を図りながら、地域が主体となった避難体制の確立に努めるよう要請してまいりたいと存じます。また、災害などの復旧工事については、協定を締結しご協力をいただいております常陸太田市防災連絡協議会とも連携し、これまで以上に迅速に対応してまいりたいと存じます。

なお、土砂災害ハザードマップの作成につきましては、対象となる地区数が多いことから順次整備することとしており、金砂郷地区に引き続き、平成20年度に水府地区も対象として作成することとし、一層の防災対策の推進に努めてまいります。

次に、常陸那珂港山方線仮称木島橋のアクセス道路改良についてお答え申し上げます。

まず、地元説明会についてでございます。この道路計画は、木島橋の先線となります小島町T字路交差点から中野町十字交差点までの約600メートル区間を、ショートバイパスにより整備するものでございまして、去る3月4日に地元説明会を開催し、概略ルートにつきまして、地元の皆様方のご了解をいただいたところでございます。

次に、市の対応と今後の展望についてでございます。木島橋につきましては、その供用に伴い、相当数の交通量が見込まれます一方、既存道路がクランクとなっており危険なことから、市におきましても、この路線の整備促進を県に要望するとともに、地元関係者の皆様におかれましても、道路整備が円滑に進みますようご尽力をいただいたところでございます。

今後、県においては、この道路を木島橋橋りょう架設工事の関連工事と位置づけ、平成20年度に道路詳細設計を実施し、その後、用地の取得と工事に努め、早期完成を図ることとしてございます。

最後に、信号機の設置についてでございます。木島橋開通により、この区間の交通量が大幅にふえることが予想されますことから、県では、小島町から木島橋を経由し、那珂インターへのルートとなる区間の交差点につきまして、順次信号機を設置し、安全対策を図ることとしてござい

ます。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 4点目の、森林政策についてお答えいたします。

当市の森林面積は2万4,000ヘクタールを有し、このうち民有林は1万5,706ヘクタール、蓄積量で言いますと、303万4,000立法メートルを数える状況にあり、人工林は9,297ヘクタールとなっております。現在における、森林・林業を取り巻く状況を見ますと、林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化などにより、森林に対する関心の低下や放置化が進み、除間伐等の森林整備が停滞しており、森林の持つ木材等生産機能と水源涵養などの広域的機能の低下が危惧されているところであります。

このような中、県は、平成20年度から森林湖沼環境税を導入し、環境保全を図るために利用することとしており、本市としましては、これを受け、間伐事業の推進を図るため、平成18年度に間伐促進全体計画調査事業を実施し、4,163ヘクタールを調査したところでございます。その結果、議員、申されましたように、A判定、B判定とされました合計約3,000ヘクタールの間伐事業を取り組む必要があると考えております。しかし、現在、県における具体的な実施計画や予算割り当ての通知が届いておらず、本市における当初予算には計上することができない状況にあり、補正予算で対応することとしているところでございます。

ご質問の、本税導入に伴う本市としての方針策定についてであります。間伐事業実施に当たりましては、森林組合を中心に茨城森林サービスなど、施業可能な事業所等を加え、毎年度ごとに実施区域に団地を形成し、効率的に実施してまいりたいと考えております。

次に、森林整備の推進等々の具体的充実策についてでございますが、現在、当市の森林整備において多く活用されている補助事業としましては、国補助事業である里山エリア再生交付金と県単独事業である各種保育造林事業が挙げられ、それぞれの事業実施がされているところでございます。市独自の取り組みとしましては、間伐の推進を図るために、森林環境保全整備事業補助金を、森林組合を通し森林所有者へ交付しているところでございます。平成20年度以降につきましては、さきの森林湖沼環境税を財源としました事業等を活用しながら、荒廃森林を中心に効率的な森林整備が図られるよう、計画的に推進してまいります。

次に、地域主体で進める森林づくり推進についてでございますが、現在、市民との協働により森林整備が行われている事例としまして、水府地区において漁場を育む森づくり事業に取り組み、ボランティア並びに下流域の漁業関係者を交え、上高倉町持方牧野地区の下刈り作業などの森づくりを行っております。また、里美地区においては、地域住民、ボランティア会員等による森づくり隊を組織し、100年の森づくりを目指し、森林の整備を行っているものであります。市としましては、このような森林整備組織の育成・発展に対して支援をしてまいります。また、新たな森林ボランティアの育成につきましても、県や関係団体と連携をし、広報活動や育成活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、森林環境教育の推進についてお答えします。

現在、市で取り組んでいる森林環境教育としては、森林愛護運動事業が挙げられます。この事業は、常陸太田市森林愛護隊、常陸太田市金砂郷緑の少年団、常陸太田市水府緑の少年団、常陸太田市里美中学校緑の少年隊の4団体の活動に対する補助であり、この事業を通して、自然への愛情と理解を育むことにより、心豊かな人間性の育成を目的としております。活動内容としましては、学校緑化、野外学習、森林ボランティア活動への参加、清掃活動等を実施しております。今後につきましても、このような活動を通して、森林環境への理解を啓発してまいりたいと考えております。

続きまして、今日までの森林施策の課題・問題点と今後の改善点についてであります。現在の森林整備を取り巻く課題・問題点としましては、外国産材の輸入増加による木材価格の低迷、森林施業費用の上昇、林業担い手の高齢化等が挙げられます。これらが森林所有者の森林整備意欲の低下につながり、特に小規模森林所有者の森林については荒廃が進んでおり、その結果、自己所有森林の場所のわからない森林所有者がふえ、悪循環に陥っている状況も発生しているところでございます。

現在、市の取り組みとしましては、国・県補助事業の活用や、間伐に対する補助事業、林内作業用間伐作業道開設への補助などの市単独事業に加え、地域材の利用促進を図る観点から、本年度より23年度までの5年間において対象地域を全市に拡大し、地域産材を使用し、住宅または物置を新築・増築した方を対象に、木造住宅等建設助成事業を実施しているところであります。今後につきましては、森林所有者への意識の啓発や補助事業制度の周知、施業コストの削減による森林整備の促進を強力に図っていく必要があると考えております。

次に、乾燥材の需要拡大に伴うバックヤードの考え方についてでございますが、現在、住宅使用材として実需者に求められている木材は、性能の高い乾燥材であります。これからさきの八溝多賀地域の林業活性化を図る上では、実需者の希望に沿った木材の生産を行うことが重要であると考えられます。

そのような中、昨年、八溝多賀流域林業活性化センターの主催により、近隣の森林組合、製材業者、建築業者、県関係団体及び縣市町村の行政による乾燥施設設置についての意見交換会を実施したところでございます。現在は、八溝多賀流域林業活性化センターを中心に、提言書の取りまとめをしているところであります。

今後におけます施策の策定及び事業展開のあり方につきましては、森林組合、茨城森林サービス、常陸太田林業振興会、茨城八溝材開発推進協議会、八溝多賀流域林業活性化センター、奥久慈八溝多賀流域林業いきいき協議会などの各組織及び地域木材事業者や森林所有者との協議の場を最大限に活用し、森林所有者を中心とした活性化対策の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 2回目のご質問をさせていただきます。

ただいまは丁寧なご回答をちょうだいいたしました。私自身一定の理解をさせていただいたところを除いて、端的に何点かお伺いをしたいと思います。

まず最初の地球温暖化対策の関係でございますが、ご案内のとおり洞爺湖サミットを控えまして、地球温暖化防止対策がクローズアップされる中、14年から取り組んできている諸事業の削減効果の検証が不十分だったと言わざるを得ないと思っております。したがって、20年度の実行計画策定においては、基準年度あるいは基準値の設定はもとより、施策の充実と進捗管理を徹底すべきと考えますが、いかがですか。

2つ目が、マイバッグ持参率向上に向けて取り組むということでございますが、それらの具体策についてお伺いをしたいと存じます。

3つ目が、削減目標の設定に当たって、事業量目標を設定するというお話でございますけれども、その事業目標の主なものについてご説明を願いたいと思っております。

それと、資源ごみ回収事業でございますけれども、見直しをするというお話でございます。現行の課題と改善概要について、ご説明を賜りたいと思っております。

2つ目が、健康づくり対策等についてでございます。

今回の特定健診、特定保健指導は、国保など保険者に実施が義務づけられたものであります。まずもって、健診を受診していただくことに重点を置くことが極めて重要であると思っております。これが不十分だと、健康を取り戻していただくことと医療費の削減にもつながっていかないというものであると存じます。したがって、個別通知は当然であろうと思っておりますが、必ず各地区ごとの集団健診とすること、そして、従来から持っている個別データに基づいて、受診が必要と認められる方々への個別対応を必ずすること、この2点についての見解を再度お伺いしたいと思います。

2つ目が、本市における中心的な健康課題は予防対策や保健指導の徹底という見解でありますけれども、現行の各種事業に加えて、特定保健指導実施に伴う各地区の保健師の指導体制は、現行スタッフで十分対応できるのか懸念をしております。そして、保健師たちも悩みを抱えているようであります。その点についてどのような認識に立って対処をするのか、伺いたいと思っております。

3つ目、また、特定保健指導の中で、動機づけ支援、積極的支援の対象者については、6カ月後に実績の評価を行うということになりますが、極めて大事な評価後の再フォローの具体的方策について、お伺いをしたいと思います。

4つ目が、シルバーリハビリ体操については、先ほどご答弁の中にございました、行政主導により集合スタイルで、またイベント的に積極的に行われていること、体操指導士養成にも力を入れていることについては理解をいたしますが、中高齢者の健康保持増進という観点からの、各地区において日常定着した形で取り組んでいる自主グループによるいきいきヘルス体操については、行政がほとんど関知しない状況から、会場使用料、指導士の交通費、一部資料作成費等々、課題があると聞いております。地域に根差したものとするため、行政がかかわりを持つこと、その課題解消に努めることについての見解を伺いたいと思っております。

大きい3つ目、防災対策についてであります。

今回の洪水ハザードマップ対象外の浅川及び里川上流は、県が調査をしているとしておりますが、作成想定時期と、それまでの間の、市としてのその流域住民への対応についてどのようにするのか、お伺いをいたします。

2つ目、万が一の土砂災害等の避難に際しては、自主防災組織と連携し、地域が主体となった避難体制の確立に努めるとの考えでありますけれども、自主防災組織が20年度の5町会を含めて28.2%の結成率であると同時に、障害者の要援護者名簿は現在19名のみとなっている現状から、市内全体としては心もとない避難体制状況にあると言わざるを得ません。災害が生じた場合、第一義的には、その地域の中での連携、避難誘導等の体制が構築されていることが極めて重要であります。

そのことから2つ。1つは、自主防災組織化の前倒し実施をお願いしたい。もう一つは、防災組織体制ができるまでの町会等対応について、要援護者名簿と実際の避難誘導等についてどのような体制、対応にするのか、お聞かせ願いたと思います。

3つ目は、水府地区の土砂災害ハザードマップの作成がおくれた理由について、ご説明を願いたいと思います。

大きい4つ目、森林政策についてでございます。

当市の間伐事業の推進は、18年度の間伐促進全体計画調査事業の調査結果をもとに、森林材を活用し、実施をするということにしておりますけれども、冒頭申し上げましたように、今日までの間伐進捗が不十分であります。年度ごとに効率的に実施していく、その具体的イメージについてご説明を願いたいと思います。

また、森林整備における里山エリア再生交付金と各種保育造林事業の実施内容と効果及び課題について、ご説明を賜りたいと思います。

3つ目、今日までの森林政策は、森林組合、森林所有者等に補助金を出してお任せ的な面があったと考えます。今後は、地球温暖化防止、水源涵養等、広域的機能を踏まえ、市民、森林組合、森林所有者、地域木材業者との合意形成と密接な連携のもと、行政主導による緑の循環システム構築が求められている時期にあると考えますが、ご所見を賜りたいと思います。

4つ目が、従来のグリーン材から、今日は、プレカット材など乾燥材の需要が高まっております。それらの地域材の需要拡大を図るためには、乾燥施設の整備が重要であります。関係者のアンケートでも、80%以上の製材工場では乾燥施設の導入を求めており、現在、八溝多賀流域林業活性化センターを中心にその取りまとめをしている模様であります。当市としても、状況把握の上、積極的支援を行うべきと考えますが、ご所見を賜りたいと思います。

最後に、常陸那珂港山方線木島橋（仮称）のアクセス道路改良についてであります。

小島町のミニバイパス道路の関係については、今後は、まず測量設計、地元説明会、用地取得等々進捗すると考えられますが、20年度末の木島橋供用開始後の道路状況を考えると、1日でも早い工事着工、完成が待たれる状況にあります。円滑な交通確保と地元住民の日常の往来、農作業等の安全のための安全確保の立場からの県への対応等を含め、市長としての見解をお示し願いたいと存じます。

以上，2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 常陸那珂港山方線仮称木島橋の完成間近ということでございまして、ようやく、私が市長になりまして3年、木島橋の完成につきましては県・国に強い要望をしてきたところでありまして、平成20年度完成というめどが立ったところでありまして。今、議員ご指摘のとおり、あの橋が開通いたしますと、その交通量の増加ということは容易に見込めるところでございます。

そういう中で、当市側におきましても、中野町十文字交差点からショートバイパスについては、この橋の建設促進とともに今までも強く訴えてきたところでありまして、おかげさまで、地元の地権者の皆様、関係各位のご理解を賜りましたので、できるだけ早くこれを完成させまして、地域交通の安全、そしてまた、宮の郷工業団地等への企業誘致を有利に進める中で、地域の活性化に努めていきたいと強く考えているところでございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 地球温暖化対策について、2回目のご質問にお答えいたします。

最初に、14年度から取り組んできている諸事業の削減効果の検証が不十分であるとのこと指摘と、20年度の実行計画策定においては、基準年度、基準値の設定と施策の充実、進捗管理を徹底すべきとのこと質問にお答えいたします。

平成16年度以降は分析不可能とお答えいたしました。この温室効果ガス排出量の基礎数値である各項目の使用量推移を見ますと、合併後の平成17年度をピークに減少傾向にあります。これは、指定管理者制度の対象施設が除外されたことが大きな要因となっております。このように、防止活動計画の対象から除外される施設や、これから整備される施設の新規カウントなど、市町村により状況が異なるにもかかわらず、環境省作成の実行計画策定マニュアルでは、あくまでも市町村トータルでの温室効果ガス排出量の削減努力を求めているものであります。この策定マニュアルに従い、基準年度、基準値を設定しましても、現在の集計方法では正確な削減効果の検証ができない実情がございまして、当市独自の集計方法を考案し、平成20年度作成地球温暖化防止実行計画の効果検証を徹底したいと思っております。

2点目は、マイバッグ持参率向上に向けての具体策についてであります。閣下議員にお答えしましたとおり、個性あるバッグづくりコンテストなど、市民一人ひとりの意識高揚が図れる施策の展開を考えております。

3点目は、削減目標の設定に当たって事業量目標を設定するとしているが、その事業目標の主なものについてであります。事業量目標とは個別の事業ごとに施策の実施量を設定するものでありまして、メリットは、施策との関連性が強調でき、PDCAサイクルが形成しやすいことにあります。現在、考えられます事業量目標の設定例でございまして、1、環境家計簿を普及させ、全世帯の何%の実施を実現する、2、自家用車通勤者が公共交通機関等を利用するノーマイカー

デーを設定し、参加者は何人、何%以上とする、3、新エネルギー導入として、太陽光発電、ソーラーパネルの普及を新築住宅のうち何%以上とするなどでございますが、今後、実行計画の中で検討して、決定していきたいと考えています。

4点目の、資源ごみ回収事業についての現行の課題と改善概要についてであります。現在の資源ごみ回収には、生活環境課が担当する、年3回以上実施を条件に、町会及び子ども会等が回収し、回収業者が再利用業者へ運搬する補助事業と、清掃センターが担当する、町会内に場所を指定して、運搬業者に収集運搬委託で回収している委託事業がございます。

補助事業においては、平成18年度における協力団体57のうち子ども会49、町会3、その他5となっております。少子化の影響で子供が減少傾向にあり、大人の協力が不可欠の子ども会もあることから、地域で異なる年齢構成であっても、将来的に長期継続可能な町会単位の活動が望ましいと考えております。ただし、補助事業でありますことから、活発化されますと経費増加が予測され、財政負担を余儀なくされます。委託事業においてもごみ減量化対策には欠かせないものでありますことから、それぞれの事業が生かされる効率的な仕組みを考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 2回目のご質問にお答えいたします。健康づくり対策の中で3点ありました。

まず、1点目の集団健診及び個別対応の必要性についての見解をとのご質問でございますが、議員のご発言のとおり、受診率を上げていくためには、対象者の皆さん全員に個別に受診勧奨を行うのはもちろんのこと、地域の皆さんが受診しやすい環境をつくるのが何よりも大切であると考えております。これまで基本健診を実施してまいりましたように、各地区の集会施設や教育施設、保健センターなどを集団健診の会場としまして、順次、健診機関や健診車などが地区を巡回する方法を継続してまいりますので、できる限り多くの方々に受診いただきたいと考えております。なお、都合によりまして集団健診の会場で受診できなかった方につきましては、市内の医療機関で個別受診の方法により受診できるよう、その準備作業も進めているところでございます。

また、これまでの基本健診や各健診等を受診された方々の結果データにつきましては、受診された皆様方にお知らせするとともに、保健センター間でネットワーク整備がされております健康管理システムの中で個々に管理されまして、個別の訪問指導や健康相談、健康教育に活用されているところでございますが、4月から始まります特定健康診査、特定保健指導の結果データにつきましても、同システムを改修整備しまして、一括管理していくことにしております。健診時の問診票の内容や、健診結果、健康指導の経過などを経年的に分析・整理しまして、対象者個々に合わせた情報提供や保健指導、受療指導、さらには後年度におけます受診勧奨等に活用してまいりたいと考えております。

2点目の、特定保健指導実施に伴います地区の保健師等の指導体制は十分かとのご質問がござ

いました。4月から始まります特定保健指導につきましては、対象者個々に合わせた情報提供、面接によります支援これは個別支援とかグループ支援がございますが、または行動計画作成、3カ月以上の継続的な支援、それから6カ月経過後の実績評価というように、実施内容、方法などがこれまでとは全く異なってまいります。平成20年度につきましては、当市の保健師及び管理栄養士などが直接保健指導に当たることといたしておりますが、前例のない取り組みとなりますので、果たして特定健康診査や当実施計画で定める各年度の目標達成ができるかどうかは、現段階では判断することが大変厳しい状況にはございます。平成20年度の実施状況や成果、課題等を踏まえまして、後年度におけます実施体制につきましては、外部委託なども視野に入れながら、検討を行わなければならないのかなと考えております。

続きまして、3点目の、評価後の再フォローについてのご質問ですが、平成20年度から特定健康診査の結果や特定保健指導の内容などが、健診機関や国保連合会、市国民健康保険間をネットワークで結んだ特定健診データ管理システム上で管理され、さらに、当市においては、前段で申し上げましたように、健康管理システムで管理されて経年的に蓄積されてまいりますので、6カ月後の評価結果についても、単年度の活用にとどまらず、後年度におきましても健診や保健指導に継続的に活用できるものと思っております。また、このような形で活用していかなければならないと思っているところでございます。

最後に、シルバーリハビリ体操、いききヘルス体操のご質問がございました。今後につきましては、ヘルス体操を大いに普及していただくために、自主グループの活動状況やほかの生涯学習等の自主講座などを調査しながら、積極的な推進ができるような方法を研究してまいりたいと考えております。ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 防災対策について、自主防災組織化の前倒し実施、防災組織体制ができるまでの町会等対応についてでございますが、今後、町会に対しまして、町会における避難の仕組みづくりをお願いしながら協議していく予定でありまして、避難ルートや避難所の開設等とあわせ、災害時要援護者への支援体制についても、町会と市が連携して整えていく考えでございます。このため、町会向けに避難の仕組みづくりのためのガイドラインの作成を行っております。今後、町会の代表でございます町会長さんと協議を行う考えであります。この中で、地域の防災組織でございます自主防災組織の早期な立ち上げなどにつきましても、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） ハザードマップ関連の質問にお答え申し上げます。

まず初めに、浅川の浸水想定区域につきまして、県のほうの策定期間はいつかということでございますけれども、これは、我々のほうで確認しておるんですけれども、県のほうにおきまして

は、まだそのスケジュールが提示されておられませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、その策定までの期間の対応についてでございますけれども、このハザードマップの作成に当たりましては、地元町会長さん及び民生委員さんを中心といたしまして、ワークショップという形式で意見交換をしながら作成してまいった中で、確かに課題として指摘をいただきまして、その中においては、これまでの洪水の状況を踏まえ、また安全なルートでありますとか、安全な橋梁とか、そういうものを検討の上、地元のほうで対応をお願いしますということをお願いしている状況でございます。

それから、水府地区において土砂災害ハザードマップがおくれた理由ということでございますけれども、市内におきましては、現在、土砂災害の危険箇所がおよそ700有余ございまして、非常に多い状況でございますので、県といたしましては、順次ハザードマップの整備をせざるを得ない状況にございまして、その辺申しわけなかったんですけれども、その関連で、19年度に金砂郷地区、そして20年度に水府地区を対象にするということで、県のほうがスケジュールを設定いたしましたので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 森林政策についての2回目のご質問にお答えいたします。

初めに、間伐を年度ごとに効率的に実施していく具体的なイメージはということについてでございますが、平成20年度より5年間につきましては、森林湖沼環境税にかかわる事業の活用を中心に推進してまいりたいと考えているところでございますが、この期間内に、間伐の必要性のある森林約3,000ヘクタールをすべて解消するには、平均600ヘクタールの間伐を目標に実施する必要があります。効率的な間伐の実施には、森林施業可能な事業体への働きかけを初め、事業体から森林所有者への働きかけ、施業の団地化によるコスト削減や、事業の周知を図ることにより、森林所有者の自己施業面積を増加させることなどが挙げられるところでございます。

次に、里山エリア再生交付金と各種保育造林事業の実施内容と効果等についてでございますが、里山エリア再生交付金は、実施面積が0.1ヘクタール以上の下刈り、間伐、枝打ち等の保育作業や、人工造林及び林内作業道等の開設に対する補助で、実施内容により、対象となる林齢が異なります。補助率は、施業内容ごとに設定されている標準事業費の40%となっております。

県単独事業につきましては、茨城県森林環境保全整備事業と茨城県良質材生産対策事業が挙げられます。森林環境保全整備事業は、里山エリア再生交付金と同様の要件が補助対象となり、実施面積が0.1ヘクタールに満たないものも対象となるものであります。補助率は40%ですが、計算方式の違いにより、国補助事業より補助金額が低くなっております。良質材生産対策事業は、間伐材搬出経費に対する補助及び間伐作業道開設に対する補助となり、補助率は標準事業費の40%になります。

効果としましては、森林施業経費への補助による自己経費の削減に伴う施業面積の増加が挙げられます。課題としましては、国補助事業と県単独事業とでは事業内容や補助内容に相違がありますが、実施主体の経費縮減努力を促すことが重要であり、森林所有者の割り出し、働きかけか

ら施業の実施，伐採木の売却などの一連の作業について，集約化などの創意工夫を行いながら，効率的に実施することが求められております。

次に，行政主導による緑の循環システム構築についてでございますが，ご指摘のとおり，現在，森林に対しましては，地球温暖化防止や広域的機能の確保を図る観点から，継続的な施業を図ることが求められております。市としまして，さきにも申し上げましたが，漁場を育む森づくり事業や里美協働の森づくり事業への支援や，木造住宅等建設助成事業の実施をし，森林資源の循環と，森林・林業の活性化に取り組んでいるところであります。現在，県において，森林環境保全のための適正な森林整備の推進，2つとして県産材利活用の推進，3つとして県民の理解と参画による森林づくりの推進の3つの柱に基づき，緑の循環システム整備事業を展開しておりますので，市としましても，県や八溝多賀流林業域活性化センターを初めとした関係機関と連携，意見交換を図りながら，行政主体による緑の循環システム構築について検討してまいりたいと考えております。

最後に，木材乾燥施設の整備についてでございますが，現在，乾燥施設の整備に関しましては，八溝多賀流域林業活性化センターを中心に，昨年の意見交換会を機会に，大宮地域において組織されました大宮地区乾燥施設導入検討委員会において，乾燥施設整備に向けた提言書を取りまとめているところでございます。当市は，この委員会には構成団体として入っておりませんが，構成団体以外の市や林業関係者に対しましてはこの提言書が作成され次第公表され，この提言書をもとに，八溝多賀流域において議論を展開していくこととなっております。そのため，市としましても，他市町村や関係機関と協議を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 3回目の質問をさせていただきます。

2回の議論の中で，業務を進める考え方，こういったものを含めて，細部にわたってご答弁をいただきました。随分議論をさせていただきましたので，一定の理解をさせていただきました。そういう中で，ぜひ今後の事業展開の中で要望をしておきたい点二，三，お願いをしておきたいと思えます。

まず，ジェネリック医薬品の希望カードの関係でありますけれども，先ほどご説明がありましたように，配布されたものの，実際は限られた被保険者の利用になっているというのが現状だということであります。そのことによって，ひいては，調剤費低減効果にもいま一つあらわれていないと。したがって，広報周知，この辺はもちろんでございますけれども，より積極的に各町会等の会合に出向いた中で直接的に，利用方法，効果についての説明をすべくご努力を願えればありがたいと思っております。

そして，特定健診の関係でございますけれども，20年度受診率40%の目標をクリアすべく，最大限努力することに尽きると思えます。受診率が低ければ，当然のこととして，保健指導につながらず，健康を未然に防止することができないということになって，ひいては医療費の削減に

もつながっていかないということでございます。したがって、それに尽きると思います。ぜひ、この辺についての先ほど来申されておりますご努力を願いたいということと、もう一つは、6カ月後の評価後の再フォローが極めて大事だと思っています。先ほど、特定健診データ管理システム上で管理をし、保健指導に利活用するということでもありますけれども、大事なものは、そのデータを直接郵送するというのも大事ですけれども、やっぱり再フォローは、保健師が直接、定期的に、個別的に行ってフォローをしてあげることが大事なんだろうと思います。

そういう意味では、もしそれをしない、手紙で送るということになると、自分の健康は自分で守るという前提はありつつも、やっぱり日常生活に特段の支障がなければ、そこで中断をしてしまうという懸念があります。したがって、これにかかってくると思いますので、ぜひ……、保健師体制の心配もあります。その辺も注視しながらご努力を願いたいと思います。

3つですけれども、いきいきヘルス体操の関係が答弁されました。日常、地域に根差したものとして、行政としては大いに普及をしていただく、その前提のお話がありました。課題解消に向けて、行政が何らかのかかわりを持って対応していくというふうに私自身理解をしました。ぜひとも問題点の改善に努めていただきたい。

といいますのは、いきいきヘルス体操は、行政が直接かかわっていない。しかし、各地区に指導士が週に2回も3回も各地ごとに歩いて、中高齢者にいきいきヘルス体操をしていただいている。まさに地域に根差した、日常活動の中でいきいきヘルス体操をやっている。しかし行政がほとんど関知しない。したがって、幾つものグループができて、いろんな問題が起きているというのも実態であります。このことが十分浸透していかないと、刃こぼれを起こして、シルバーリハビリ体操だけでは、十分な中高齢者の健康管理はできないんだろうと思っています。

そういう意味では、この3点についてぜひとも今後の事業推進の中でご努力を願えるようお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 次、6番深谷秀峰君の発言を許します。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 6番深谷秀峰です。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、施政方針についてお伺いいたします。

合併からこの間、行政当局におかれましては、大久保市長を先頭にさまざまな取り組みをされてきました。旧1市1町2村それぞれの中で培われてきた歴史や文化を尊重しながら、新市における新しい行政システムの構築に鋭意ご努力されていることに対し、まずもって敬意を表するところであります。

しかしながら、依然として国の財政状況は大変厳しく、交付税依存割合の高い地方自治体の行政運営に大きな影響を与えております。本市においても例外ではなく、行財政改革は喫緊の課題となっております。

今回示された平成20年度施政方針の中でも、職員数の削減や特殊勤務手当の見直し、時間外勤務手当の縮減、市長と常勤特別職の給料の削減、交際費、消耗品費等の縮減など、経常経費の徹底した節減合理化に努めるとともに、委託業務の見直し、し尿収集業務許可制導入による経費

の見直し及び補助金の整理合理化等により経費の大幅な節減を図るとなっております。また、市政運営に当たっては、職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、市民サービスの向上や市民と行政との距離を身近なものとし、市民との信頼関係を築くため、これまで以上に行政の説明責任を果たして、地域協働の推進と市民参画による行政を推進していくともなっております。

そこで、まずお聞きしたいのは、合併からこれまでの間、さまざまな行財政改革を推し進めてきた中で、少なからずひずみが生じてきてはいないかということでもあります。例を1つ例えれば、支所機能の縮小は、一面では市民サービスの低下を招いてはいないか、市民と行政との距離を遠ざけてはいないかということでもあります。そのほかにも、地域懇談会や地域審議会等の機会を通して、市長のもとに届く市民からのいろいろな意見があると思います。それらを総括して、市長は現状をどのようにとらえていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

また、地域協働の推進と市民参画による行政の推進を図る上で、各町会組織との協力体制が今後ますます重要となってくるとは思いますが、どのように連携を図っていくと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、通学時の安全対策についてお尋ねをいたします。

児童生徒の通学時の安全対策について、事件、事故対策、2つの観点から質問、そして提言をいたします。

子供たちの通学時の交通安全については、保護者や学校関係者、地域の人々の願いにもかかわらず、事故に巻き込まれ、その尊い命が失われる悲惨な事故が後を絶ちません。つい数カ月前にも、潮来市で登校中の子供の列に車が突っ込む事故が生じました。大人1人に車1台と言われる現在の車社会の中で、交通事故の危険性は、日常的にどこにでも潜んでいると言っても過言ではありません。

そうした中、本市においては、国道293、349、461号を初め、県道、市道などが主な通学路となっております。しかし、まだまだ歩道の整備が十分であるとは言えません。市内では、毎年約300件程度の交通事故が発生しております。ご記憶に新しい人もおられるかと思います。数年前には、中学生が登校時に車にはねられ、幸いにも大事には至らなかったものの、登下校時に子供が交通事故に巻き込まれる事例は決して少なくはないと言えます。市内各学校では交通安全指導に力を入れ、子供たちも十分注意はしているものの、通学時における事故のほとんどが、ドライバー側のわき見運転や居眠り運転などが主な要因となっております。

そこで、市内の小学校全児童を対象にヘルメットを着用させてはどうかと提言をさせていただきます。もう既に取り組んでいる自治体もかなりあると聞き及んでおりますが、近いところでは、銚田市や那珂市などが現在行っております。特に那珂市では、旧瓜連町が昭和54年からもう既に30年以上もこの取り組みを続けており、合併後は、本年4月から那珂市内全域が対象になったと聞いております。ヘルメットとはいっても、強化プラスチック製の非常に軽いものであります。しかし、事故などの際には、十分頭部への衝撃を緩和し、定価も、まとめて購入すれば1,000数百円程度だと言われております。

道路交通法の改正によって、本年6月から、13歳未満の子供が自転車に乗るときには、ヘル

メットをかぶるようになります。こうした点も踏まえて、ぜひ市内小学校児童の通学時にヘルメットの着用を検討されてはと思いますが、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

また、もう1点は、通学時に不審者などから子供を守るための対策として、防災行政無線を活用できないかということでもあります。皆さんの記憶に新しいことと思いますが、3年前に、隣接する常陸大宮市で、小学生の女子児童が遺体で発見されるという大変痛ましい事件が起きました。しかし、現在まで犯人は捕まってはおりません。防災行政無線を活用することで、地域の人たちに注意を促すとともに、不審者に対し犯罪の抑止効果もあるのではないかと考えられますが、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、デジタル放送開始に伴う難視聴対策についてお尋ねをいたします。

ご承知のとおり、2011年に、現在のテレビのアナログ放送がすべてデジタル放送に切りかわるということでもあります。本市においては、その地形的な面からも、良好な受信が得られない地域が多く予想されます。そのような難視聴地域でも良好な受信を得るためには、一体どのようにしたらいいのか、行政側は何をしてくれるのかということ、最近よく尋ねられます。

そこでまず、中継局の整備状況や現在予想される難視聴地域など、現状について行政当局でどのように把握しているのか、お聞きいたします。

また、現在、共聴組合等で視聴している地域では、今後どのように対応していかなければならないのか、そして、何らかの助成措置は受けられるのかどうか、あわせて、これからの本市の取り組みとして情報提供など積極的な対応を考えていくのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上、3点についてご答弁をお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議員ご質問の中で、今、それぞれの地域での支所機能にかかわりまして、それぞれの地域がわびしさといいますか、疎外感といいますか、そういうことを感じているのではないかと。それに対して市長はどう考えるのかと、こういうご質問だったと思います。

これまで行政といたしましては、それぞれの地域の特徴、あるいは特性を生かしながら、できるだけ公平性を保つ中で、合併によります1つの課題でもあります機能その他についての改革といいますか、そういうことも進める必要がありまして、協働のまちづくりということ、前面に打ち出しまして、市民の皆様のご協力、ご理解のもとに進めてきたところであります。

議員からご発言のありましたように、支所の機能を大幅に縮小したわけではなしに、機能は保ちながら、職員数を削減してきたのは事実であります。そういう中で、今まで職員数の多かったときに市民との間での対面での行政サービスということに関しては、職員数の減から、それが希薄になってきたということ、そのことをとらえての、非常に感覚的なところもあろうかと思いますが、寂しさを感じていることは否めない事実であると思っております。

先ほど申し上げましたように、行政サービスの公平性を重視する中で、合併特例債、あるいは合併市町村補助金等の合併に伴います優遇措置を活用いたしまして、これまで、防災行政無線の全市的な統一だとか、あるいは診療所の整備、北消防署の整備、市民バスの運行拡大などの事業

を実施してきたところであります。このような状況におきまして、合併によります調整項目というの、まだ調整が終わっていない項目もあるわけでありましたが、市民生活に密接に関係する各種の使用料ですとか、あるいは保険料、手数料などにつきましては、今後とも市の一体性の確保などを基本として調整を進めていく課題が、まだ残っているところであります。

そういう中で、行政としてこれらを調整するに当たっても、以前より申し上げております行政の説明責任をきちっと果たしていくことが何よりも基本でありまして、そのことによって市民の皆様方のご理解をいただきながら、この調整は進めていく必要があると、そういうふうに強く思っております。

そういう点から、議員のご質問にありました2つ目の、町会組織との連携をどういうふうにとっていくのかというご質問がございましたが、私といたしましては、この予算が議会の皆さんの議決をいただきましたら、平成20年度、各年度において、どういう考え方で施策を進めていくのか、町会長さんでつくります連絡協議会、あるいは各地域の町会長さんに、副町会長さんに、そういうこともきちっと、まずできるだけ早い機会にご説明をし、考え方についてのご理解を賜って、地域づくりに協力をいただくというようなことが1つ、今まではそういうことがなかったと思っておりますが、今、先般よりそういうことを考えているところでございます。

さらに、それぞれの施策の展開に当たりまして、それぞれの地域に密着している施策につきましては、町会長組織の皆さんと、説明をしながら、今後ともご理解を賜って、力を合わせて進めていきたいと思っております。

さらに、いろんな市政懇談会等に出てみますと、市民の皆さんからの意見の中には、身近に市会議員さんのいらっしゃる地域の住民の皆さんもいらっしゃるしまして、そういうところは、何か話が行政に通じないんじゃないかというようなご心配を抱かれている地域もあるわけですが、そうじゃありませんで、それぞれの地域の課題、それから要望等については、地域の町会長さんからの要望を最優先として、行政としては対応していく。そういう形で、今後とも町会長さん組織の皆さんとは連携を強めながら進めていくと、そういうことを考えておるところでございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 通学時の安全対策の中で、徒歩通学児童へのヘルメット着用についてのご質問にお答えをいたします。

児童等の通学時の安全対策でございますけれども、本市児童の通学状況につきましては、自宅より人家の離れている地区や、また、国道、市道などを長く歩く状況にあることから、自警団など地域住民、地域子ども安全ボランティア、PTA、学校、教育委員会等が一体となり、防犯見守り活動や交通安全指導、また通学路の安全点検などの対応を図り、安全安心対策を講じてきております。

ご質問のありました徒歩通学児童へのヘルメット着用につきましては、交通安全対策としては有効な方策の1つであるということは認識をしております。しかし、ヘルメット着用を義務づけられておった学校に勤務した体験から申し上げますと、課題や問題が幾つかあったことも事実で

ございます。

その1つといたしましては、成長に合わせてヘルメットを買い換えなければならないという、いわゆる費用の問題でございます。ヘルメットが大き過ぎては、ぶかぶかでいざというときに効果がないということから、小学校、成長が早いので、何回か買い換えるという費用の問題が1つ出てきておりました。それから、2つ目といたしましては、児童にとってはかなり大きな負担になるということでございます。特に低学年の場合、頭にヘルメット、背中にランドセル、手に何か荷物を持つと、とっさのときに機敏な行動がとりづらいというような状況がございました。それからまた、6月末から10月初めにかけての極めて暑いときの状況でございますが、あごひもを締めていないとやはり実際に役に立たないという面から、あごひもをきちっと結ぶということで子供たちはやっておりましたので、直射日光にさらされ、大変な暑さというような問題・課題もあったことも事実でございます。

私が勤務していた当時のことでございますので、近くにヘルメット着用を実施している市がありますので、その効果、あるいは課題等について詳しい情報を入手して、研究していきたいと思っております。

また、議員ご発言のとおり、道路交通法の一部改正によりまして、児童が自転車に乗る場合、ヘルメット着用の努力義務ができてまいります。この関連からも、徒歩児童のヘルメット着用につきましては、学校関係者、あるいは保護者と協議してまいりたいと思っております。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 通学時の安全対策についての中の、防災行政無線の活用についてお答え申し上げます。

防災行政無線の放送につきましては、各地区のシステム統合に伴いまして、本年度、検討委員会を開催し、災害や生活情報並びに行政情報等の放送内容や放送区域、放送時間等の運用基準の見直しを行い、本年1月から実施しているところでございます。しかし、放送内容や放送回数につきましてはさまざまな意見がありますことから、その運用につきましては柔軟に対応していくことで考えております。

議員ご質問の児童生徒の防犯に関する放送は、安全対策上重要でございますので、放送時間や内容などについて教育委員会や関係機関と協議をし、放送への対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） デジタル放送開始に伴う難視聴対策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、中継局の整備状況でございますが、市内で受信をできる中継局で既に整備済みのものとしていたしましては、平成16年10月に開局をいたしました水戸の森林公園にあります水戸局、

風神山にあります日立局でございます。また、昨年の12月に開局をしました奥久慈男体局、それと、久米町にあります竜神平局の4局が整備済みとなっております。

今後、整備が予定されております中継局としましては、小菅町の里美局が本年の12月に、中染町の水府局はNHKが本年の12月に、民放が来年の12月にそれぞれ開局の予定となっております。

次に、デジタル放送開始時の難視聴となる世帯につきましては、放送事業者が調査をした結果をもとに総務省が公表している世帯数で申しますと、それぞれ幅はございますが、常陸太田地区が50から250世帯、金砂郷地区が30から60世帯、水府地区が60から80世帯、里美地区が150から160世帯、合計で290から550世帯と推計をされております。しかし、この世帯数につきましては、共聴施設の建設が進むことによりまして、少なくなるものと考えております。また、国におきましては、難視聴対策としまして、暫定的に衛星放送を利用したデジタル放送の検討を進めている状況でございます。

また、市内の共聴施設につきましては、総務省に設置の許可、または届け出がなされている自主共聴施設が25、NHKの共聴施設が22設置されております。しかし、小規模なものにつきましては届け出がなされていないものもあると思われるので、実数はこれより多いものと考えております。

これらの共聴施設の組合での今後の対応であります。NHKの共聴施設につきましては、NHKが受信点調査から改修まで行うこととなります。この場合、地上波テレビ放送7波のうち民放分の5波についての費用は、受益者負担が原則ということになっております。自主共聴施設につきましては、現在の場所で受信ができるかどうかの受信点調査に、来年度からNHKの協力が得られる予定となっております。このため、共聴組合としましては、現在施設の保守を委託している業者さん、あるいはNHKに相談することによりまして、受信が可能かどうかの調査を行い、その調査結果をもとに、施設の改修または受信点の変更を行うことになってまいります。

次に、助成制度についてであります。平成20年から予定をされております補助制度であります。自主共聴施設を改修または新設する場合に該当となるものでございまして、事業費が100万円以上で、利用する1世帯当たり3万5,000円を超える場合に、国が2分の1を補助するというものでございます。

最後に、市の対応であります。先ほど申し上げました、来年からNHKが行います共聴施設の受診点調査への協力と、その調査申し込みの取りまとめを行いますとともに、国と放送事業者が行います共聴組合を対象とした説明会の開催、それから共聴組合が補助制度により事業を行う場合に、市が窓口となりまして取り組んでまいりたいと考えております。

また、国における具体的な施策がまだ固まっていない状況にはございますが、現在、中継局の整備を進めつつあり、また市民の関心も高まってきておりますことから、支所と連携をしながら、デジタル放送についての市民が気軽に相談できる体制をつくりますとともに、平成20年度からの国の助成制度が示されましたことや、NHKの協力体制の方向などが示されてまいりましたので、これらについて市民へ情報提供を行うなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 6番深谷秀峰君。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 再質問いたします。

まず、施政方針の中で、先ほど市長のご答弁にもあったように、これから行政運営を図る上で最も大事なものは、町会組織とのよりよい連携体制だと思います。しかし、現在の町会組織を見ますと、その世帯数、人口、年齢構成、町会ごとに大きな開きがあります。最も多い町会は、世帯数だけで1,000を超えます。少ないところは20にも満たない世帯です。そうしたところでこれから市長が考えているような公正公平な施策展開が、町会として果たしてできるのかどうか、できない町会に対してはどのようにフォローしていくのか、その点について再度ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、通学時の安全対策であります。先ほど教育長のご答弁にありました。教育長が以前勤務していたところの話だそうなので、これ以上正確なご答弁はないかと思いますが、あえて1つ言わせてもらえば、旧瓜連町では3年前、実際小学生が事故に遭って、ヘルメットを着用していたことで命を取りとめたという事例がございます。今のヘルメットは、非常に軽くて通気性もよくて、強度も以前に比べればまさっていると思います。ただ、予想されるのは、ヘルメットをかぶって通学することを、子供や親がもしかすると抵抗を示すかもしれないということでもあります。子供の命を最優先するか、その辺はぜひとも今後、学校、保護者も含めて十分にご検討されるよう、要望をいたしておきます。

防災行政無線の子供の安全を守るための活用方法については、1点、教育長にご答弁をお願いしたいと思います。昨年、小里小、賀美小のPTAから、要望書が教育長あてに提出されているかと思えます。下校時に防犯行政無線の屋外等のスピーカーから、子供を見守るためのアナウンス放送をしてくれないかと、そういう内容だったかと思えますが、この件について、担当である総務課とどのように話し合っ、具体的に子供の下校時にそのようなアナウンスが流れる方向で進んでいるのかどうか。先ほど総務部長のご答弁では、実行可能のように私は受けたのですが、その点について再度教育長にご確認をしたいと思います。

もう1点、デジタル放送に伴う難視聴対策であります。今、問題なのは、難視聴地域が予想されるのに、果たしてそれが本当に自分のところかどうか、それがわからない人、私も含めてかなり多いのではないかと思うわけであり。ぜひとも行政側で持っているいろんな情報を、広報紙等を通じて市民の皆様にご提示いただければと、強く要望しておきたいと思えます。

以上、質問と要望をまぜまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 町会組織との連携についての再度のご質問にご答弁を申し上げます。

まず第1点目に、それぞれの町会で、担当世帯数に大幅な差があるのは事実でございます。そ

の中で、町会長さん、あるいは副町会長さん複数いらっしゃるしまして、その下部組織として班長制度があります。そういう形で、それぞれの班長さんの受け持つ世帯数というのは、全体の世帯数の多いか少ないかにかかわらず、ほぼ数値としては近づいている、そういう状況にあるかと思えます。まず第1点目としまして、そういう町会組織の中に、いろんな課題、話題等については、ブレークダウンをしていく中で、組織でのまとまりを持っていただけるように期待をしたいと思えます。

そしてまた、行政側として、それらに対して町会任せにするのかどうかというところがあります。それに対しては、今、まだ確たることにはなっておりませんが、これを進めていく中では、市職員にそれぞれ地域担当職員を置くような形を整えていきたいなど、今そういうふうに思っております。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 通学時の安全対策についての再度のご質問にお答えをいたします。

児童生徒の安全対策の中で、本市は大変面積が広く、また児童生徒の数が少ない状況から、不審者に対する対策というのは大変真剣な課題でございます。現在のところ、自警団の皆さん、あるいは地域子ども安全ボランティアの皆さん方、さらには青少年相談員の方、さらにはPTA、保護者の方、多くの人たちがいろんな面で活動していただいております。その人たちが活動し、また見守っていただいておりますので、本市におきまして、今年度、小中学生に係る不審者の件数は3件にとどまっております。昨年が9件ございましたので、そういう面から見ると、多くの人たちがいろんな面で活動し、また見守っていただいていることは、大きな抑止力になっているということで、ありがたく思っているところでございます。

またさらに、抑止効果が期待できるようにという、さらには広い面積の中で地域性に違いもございまして、議員ご指摘のとおり、防災行政無線等についての活用についても、柔軟な対応がとれるように、今後、関係課と検討していきたいと考えております。

議長（高木将君） 午後3時まで休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時00分再開

副議長（梶山昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議長を交代いたします。

次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。最初に、市長の2008年度施政方針についてお伺いいたします。

今、日本社会は貧困と格差拡大が進み、労働者、高齢者、障害のある人、農民、中小業者など、あらゆる層の暮らしと営業が、底が抜けてしまったかのような不安と危機に見舞われております。政府が強行してきた構造改革路線は、大企業の競争力を強くすれば日本経済も強くなるとして、

財界，大企業をとことん応援する一方で，国民には容赦なく増税や社会保障の負担増と，給付削減を押しつけてきました。現在，投機資金による原油高，穀物高による生活必需品の値上がりやコスト高が，国民の生活と中小企業，農業などの経営をさらに困難にしております。自治体の役割が住民の福祉の増進にあるという原点を踏まえて，市民の福祉，教育，暮らし優先を貫くこと，広がった社会的格差を和らげ，痛めつけられた市民の生活と営業を支える施策の展開が求められております。

市長の施政方針では，重点戦略として，小学3年生までの医療費助成や妊婦委託健康診査の拡充など，子育て支援，少子化対策などのご努力がうかがえますが，市長の施政方針を改めて読ませていただきまして，そこで最初に感じたことは，貧困と格差の拡大という市民の状況が言葉として一言もなく，市政運営に市民の暮らしの視点がおありなのか，貧困と格差を是正する方向で市政運営を進めていくことが問われているのではないかと思ったわけです。貧困と格差の拡大についてどのように市長がとらえておられるのか，お聞かせをいただきたいと思います。

重点戦略で，若者定住として企業誘致促進を挙げておりますが，青年雇用の施策，例えば青年の雇用相談窓口をつくるとか，若者向けの住宅建設を進めるとか，子育て支援の充実　これはもちろんです　，そうした若者を引きつけるための自治体として何ができるのか，真剣な取り組みが必要だと思えます。

また，地球温暖化から人類の未来をいかに救うかというのは，世界でも日本でも焦眉の課題になっております。施政方針の中で，ごみの減量化，資源化に向けた取り組みの強化を述べておられますが，具体的にどのようなことをどのように進められるのか，お伺いいたします。

次に，教育の問題です。施政方針8ページにあります，この中には，児童生徒，園児の減少が見込まれることから，小中学校の適正規模や幼稚園のあり方について，よりよい教育環境整備に向けて計画的な推進を図るとあります。引き続き，小中学校や幼稚園の統廃合を計画的に進めていくということなののでしょうか。大変心もとないと思えます。今，学力や不登校，いじめなどの問題が山積し，市民の何とかしたいという強い思いにこたえる教育環境や条件を保障することが課題になっていると思えます。私は，学校などが，子供の人間形成を助けるという本来の役割を果たすためには，少人数学級の実施，専任の図書司書の配置など，子供たちの豊かな成長を保障する教育を進めることがどうしても必要だと痛感しております。子供たちにとってよりよい教育環境についての教育長のお考えをお伺いいたします。

12ページ，地域を支える産業の元気と働く環境づくりについて，特に，中小零細業者の仕事の確保という面で，小規模事業登録者制度の創設，住宅リフォーム助成制度の復活など，具体的な支援体制が必要だと思えますが，ご所見をお伺いいたします。

2番目に，後期高齢者医療費制度の問題点についてお伺いをいたします。

この4月から実施予定の後期高齢者医療制度は，その内容を知れば知るほど，多くの人々から高齢者いじめの制度であるとして強い怒りの声広がっております。この制度は，75歳以上の人，現在，国民健康保険税や家族の扶養になっている方，そういう人たちがそういう保険から脱退させられて，今の，新しくつくられる後期高齢者医療制度に75歳以上の人を囲い込む，こう

いう制度です。全国の地方議会 1,800 のうち約 3 割に当たる 512 の議会で、抜本の見直しや中止を求める意見書が採択・可決されております。県内でも、水戸市、日立市、筑西市、常総市、桜川市、つくばみらい市などで意見書が採択されております。

そこで、質問の第 1 は、全部で 9 項目お伺いしたいと思うんですけれども、第 1 には、保険料の値下げを広域連合に求めることです。茨城県の保険料は 1 人平均 6 万 9,355 円、平均的な厚生年金が年 208 万円の高齢者の保険料は 7 万 9,262 円です。これは、当初、厚生労働省が発表した平均の保険料よりも 5,000 円も高くなっております。所得に比べて高い保険料が年金から容赦なく天引きされるのです。今、高齢者の方々は、昨年と一昨年の住民税の増税で、暮らしが本当に大変です。茨城県後期高齢者医療広域連合に対して、保険料の値下げを求めるべきと考えますが、見解を求めます。

2 点目として、茨城県の保険料が高い原因の 1 つに、1 人当たりの保険料の中に医療費以外の経費、レセプト審査支払手数料、健康診査に関する費用、葬祭費などの合計 9,186 円が含まれているからです。これらは、国・県などの公費で負担すれば、保険料は軽減することができます。

第 3 点目には、保険料の算定に当たっては本人収入で行うよう、改善を市として広域連合に求めることです。この制度は、保険料を決める場合に、本人収入ではなく、世帯主の収入で算定されます。例えば息子さんが一定の収入がある世帯主の場合は、保険料の均等割は 7 割軽減が適用されず、保険料は年 3 万 7,400 円となります。年金収入が月 2 万円の方も、保険料は月 3,120 円となり、介護保険料を含めると月 7,000 円、年金の 35% が天引きされるということになります。これでは暮らしていけません。

第 4 点目に、市独自で保険料の減免を実施することを求めます。年金が月 1 万 5,000 円以下でも、保険料は年 1 万 1,200 円が徴収されます。広域連合は、県内で 75 歳以上の 2 割、6 万 6,000 人が該当するとしております。当市では、該当者が推定で 1,980 人、高齢者の 1,980 人、やはり 2 割強という人数に推定されます。高齢者の医療の確保に関する法律 103 条で、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に対して補助金を交付することができるとされており、独自減免ができるのです。東京都広域連合でも区市町村の負担で独自減免を実施し、年 1 万 2,000 円の保険料値下げを行いました。年金が月 1 万 5,000 円以下の普通徴収の方々の保険料の全額免除を求めます。

第 5 点目に、保険料は 2 年ごとに値上げになります。保険料は医療費の 10% を負担しますが、高齢者の人口がふえると、20 年後は保険料の負担率は 14% になると、茨城県広域連合は議会で答弁しております。今でも高い保険料が 40% も高くなります。これでは、高齢者の負担を超えることとなります。医療費の公費負担は現在の 50% をさらにふやして、今後値上げをしないよう国や広域連合に求めますが、ご見解をお伺いいたします。

第 6 点目、資格証明書は発行しないことを強く求めます。保険料を 1 年以上滞納すると、保険証が取り上げられ、医療費を全額病院の窓口で負担する資格証明書が発行されます。これまでは、国民健康保険法第 9 条第 6 項で、75 歳以上は資格証明書の発行は禁止されてきました。資格証明書が発行された人は、保険証を持っている人と比べると、病院の受診率は 200 分の 1 になる

と、全国保険医団体連合会の調査で明らかになっております。昨年8月27日の茨城県広域連合議会で、日本共産党の中庭議員の質問に対して、資格証明書は機械的に発行はしない、実際の運用は市町村と連携を図ると、このように答弁しております。常陸太田市として、広域連合に対して発行しないように主張すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第7点目、健康診査についてです。政府は、後期高齢者医療制度の実施にあわせて、これまで市町村の実施が義務化されてきた健康診査を、この4月から75歳以上は努力義務といたしました。さらに、高血圧などの薬を飲んでいれば、必要な検査をしているとして、対象から除外するとの方針を出しました。74歳までは高血圧の薬を飲んでいても健診ができるのに、75歳になった途端に健診が必要ないとされることは、早期発見・早期治療に逆行するものです。茨城県広域連合は、引き続き健康診査を行いますが、その実施主体は市町村が行うことになっており、検査項目も市町村が決めることになっております。当市としても、これまでどおりの健診が受けられるように、さらに、すべての高齢者が健診を受けられるようにすることを求めますが、見解をお伺いいたします。

第8点目、高齢者に対する差別医療を行わないよう、これは国に求めることです。2月13日の中医協では、75歳以上の外来、入院、在宅、終末期の各分野で、75歳以上を差別制限する別立ての診療報酬体系を決めました。後期高齢者診療料を6,000円として医療費の上限を決めて、さらに長期入院を制限して、高齢者には粗末な治療しかできない仕組みをつくりました。在宅死を現在の2割から4割にすれば、医療費を5,000億円減らすことができると、厚生労働省は示しております。これは、高齢者は長生きすると言わんばかりであり、お金や年齢で選別し、死を促進するものになるようしております。国に対して差別医療をしないように求めるものですが、ご見解をお伺いいたします。

最後に、国に対し中止撤回を求めることです。後期高齢者医療制度のねらいは、団塊の世代が高齢化を迎える中で、医療費を大幅に削ることにあります。厚生労働省は、団塊の世代が高齢化のピークを迎える2025年に、高齢者の医療費5.6兆円を4.8兆円に削減する計画です。この制度は、戦前戦後の大変な時代を生き抜き、家族を支え、社会の発展のために働いてきた功労者に冷たい仕打ちを与えるものであり、長生きすることにあたかも罰則を与えるようなものであります。昨年12月の私の質問で、市長は、一、二年の経過措置等を踏まえて判断したいと答弁されておりますが、制度の中身がわかるにつれて、怒りが、先ほど申し上げましたように広がっております。政府に対して、一部凍結ではなく、中止撤回を求めるべきであります。市長の答弁を求めたいと思います。

3番目に、4月実施の特定健診の問題点と当面の課題についてお伺いいたします。

先ほど、同僚議員からも特定健診の質疑がありましたけれども、重複する部分もあると思いますが、ご了解いただきたいと思っております。

4月からスタートする特定健診は、後期高齢者医療制度とともに、2006年度の医療制度改革関連法がもたらす重大な制度変更です。幾つか問題点を取り上げながら質問をいたします。

今度の健診では、高齢者の医療の確保に関する法律で、「医療費の適正化を推進するために」と

しております。これまでの健康保持増進でなく、医療費削減が根底にあるように思います。この制度は、各保険者に対して、40歳以上75歳未満の加入者本人とその家族を対象に、国が内臓脂肪症候群など生活習慣病だとするものに特化した特定健診、特定保健指導の実施を義務づけるというものです。

また、加入者本人とその家族が受診する際の負担は各保険者の判断で定めることになるために、保険者の財政状況が受診者の自己負担額に反映し、その高い安いは健診の受診率にも大きく影響を及ぼすこととなります。特定健診の実績が低い場合、新たな後期高齢者医療制度へ拠出する支援金の負担が重くなるというペナルティーを課す仕組みも導入されておりまして、担当課からもこのような話を聞いております。年齢が若い、健診指導をしやすい健保は有利ですが、年齢の高い国保は大変不利になり、その結果、ペナルティーを課し、さらなる国保料の引き上げにつながりかねないと懸念されております。

健診項目ですが、問診、身体測定、血圧、血液検査、肝機能検査、尿検査のみで、現在行われている心電図などは、医師が必要と認めた場合にのみ、つまりリスクのある方のみとなっております。

そこでお伺いいたしますが、当市における特定健診の実施についての考え方、20歳から39歳までの市民の成人健康診査について、継続して行われるのかどうか、また、国保以外の保険に入っている扶養家族の対応について、保健指導体制について、特定健康診査・特定保健指導実施率の目標について、それぞれお伺いをいたします。

4番目に、外国産食材と学校給食についてお伺いいたします。

重体者を含む有機リン系農薬中毒被害を引き起こした中国産ギョウザ薬物中毒事件ですが、全国の消費者に大変な衝撃を与えました。私も、うちの冷蔵庫の中にコープの問題となった「手作り餃子」が入っておりましたので、すぐ生協に連絡をしましたが、改めて問題の大きさを感じております。

昨年来の食品の産地・品質の偽装、添加物の表示違反、賞味期限の改ざんなど、食の安全安心を大きく揺るがす事態が頻発しております。輸入食品からの残留農薬の検出、消費者には見えないままの遺伝子組み換え食品の横行、BSE牛肉の不安など、食の安全をめぐる問題が山積しております。これらの問題は、根本的には、日本の食糧自給率を抜本的に高めることによって、解決を図っていくべきではないかと思っております。また同時に、食に関する信頼を高め、地産地消を進めるなど、安全安心の生産・流通の拡大を図り、農業者と消費者の協働を広げて、食の安全と地域農業の再生を目指す取り組みが重要になっていると思っております。

学校給食においてですが、安全とおいしさが何より求められ、残留農薬、遺伝子組み換え作物など、危険性を持つ食材から食の安全性を確保することや、あるいは地域の食生活、伝統文化のよさを再発見し、地域の発展につなげる取り組みとして、地産地消の取り組みはますます重要です。市長の施政方針の中でも、地産地消の推進については、常陸太田市地産地消推進協議会を中心として、地域で生産された農産物や加工品など、学校給食でも利用拡大を図るとともに、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを進め、地場産物の利用拡大を図ると、こういう方針を出し

ております。学校給食の利用拡大に、非常に期待をしているところです。

今回の中国産冷凍食品等の問題で、当市の学校給食では該当食材の取り扱いはなかったのですが、安全な給食のためにも、外国産食材の使用には不安がぬぐい切れません。学校給食の中に、地元で生産された農産物などの使用状況、輸入食材の使用の状況がどのようになっているのか。私は、外国産の食材は国産のものにすべて切りかえるべきだと思いますが、ご所見を伺います。

また、現在2カ所の共同調理場で別々の献立で調理されている献立の統一化を図ると聞いておりますが、里美共同調理場では500食程度つくられており、自校方式に大変近い規模です。ことから一括購入と、そして購入費削減ということ、そういうことばかりではなく、こうした自校方式に近い利点を生かして、地場産の食材で工夫した給食づくりの充実を図られることを望みますが、ご見解をお伺いいたします。

国民の安全確保は国の責任であり、検疫など輸入食品に対する政府の検査体制の問題が、第一に問われなければならないと思います。ぜひ、検査体制の強化を求める申し入れを国に対して行ってほしいと思いますが、ご所見を伺います。

5番目に、森林バイオマス再利用促進施設におけるダイオキシン類発生問題についてお伺いいたします。

バイオマスを再利用することは、二酸化炭素をふやさないため地球温暖化防止になり、また、循環型社会形成の観点からも非常にメリットがありますが、その施設から通常の100倍ものダイオキシンが検出されたことは重大です。私は全員協議会でも説明を求めてきましたが、直接現場に行って、担当からどこがどうなっていたのか伺い、調査をしてきました。原因と対策、今後の対応について、6点ほど伺いたいと思います。

1つは、ダイオキシン発生の問題です。ダイオキシン発生量は、焼却物の塩素濃度より、焼却設備、焼却条件の影響が大きいと言われております。ダイオキシン類は、不完全燃焼か、あるいは排ガスが300前後で集じん機に流入した場合に発生すると考えられます。ダンパーが完全に閉め切っていなかったことが原因とのことですが、その前の生成そのものが抑えられていないのではないかと、また、非常時にバグフィルターを通さないで煙突から放出されてしまうシステムになっていること、これも問題だと思います。

2つ目には、測定・分析結果への対処の問題です。通常の100倍ものダイオキシンが検出された結果が出たのが10月9日で、操業を停止したのが12月7日ですから、停止まで2カ月もかかっております。定期の濃度測定は6月28日でしたから、何と6カ月間、炭化処理が行われ、多量のダイオキシンが放出されていたわけです。なぜすぐに、おかしいなと思ったときに停止しなかったのかと問われます。

3つ目には、分析の時間の問題です。定期時の濃度測定では、検査結果が出るまで約3カ月かかっております。ダンパーを交換した後の測定では、無理にお願いしたそうなのですが、年末年始の時期に約1カ月で結果が出ております。私も調べてみたのですが、通常、サンプル到着後、短くても10日から2週間を要していた分析が、新しい分析方法が開発されて4、5日でできるよう

になったという報告もあります。分析費用との関係等もあると思いますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

4つ目には、これまでの経過を見ますと、ダイオキシンに対する危機管理の欠如です。

5つ目には、ダンパーの交換、ダクトの洗浄を、工事を請け負った大成建設が行い、その費用も大成建設が負担したと聞いております。結局、ダイオキシン発生の原因、責任は、設計、あるいは制動上のミスにあるのではないかと思います。いかがですか。今後も起こり得るのではないかと懸念いたしますが、ご答弁をお願いいたします。

そして最後に、維持管理が指定管理者制度となり、コスト削減が求められる中で、ダイオキシン類の発生を再び繰り返すことがないように、危機管理を高め、情報公開もしっかり行っていくことが大事です。今後の対応について伺います。

6番目に、予約型乗り合いタクシーの試行運転の総括と今後の計画について伺います。

私は、昨年9月議会で、視察をしてきました福島県小高町の例を挙げながら、試行運行の考え方、また、今後、しっかりとした計画をつくる上でも、試行運行期間を十分とって、かつ小高町に倣い、地域住民の足の確保は地域住民みずからが行うという観点から、サービスの提供者である行政と、利用者が直接話し合う場を設けて、改善を図っていくことが重要だということ述べ、見解を伺いました。答弁として、「十分な周知期間を設けており、皆様にご利用いただけると考えている。本格実施に当たっては、試行運転の状況とアンケート調査の結果を見て判断したい」、こういう答弁でした。昨年11月からことしの1月まで、3カ月間試行運行について、登録者数、利用状況について、またどのような総括をされたのか伺います。

新年度予算で、試行運行事業として1,012万9,000円計上されております。3カ月間の試行運転を生かして、どのように今後進められるのか、今後の計画についてお伺いをいたします。

7番目に、市民バスの有料化の見直しについてお伺いをいたします。

市民バスがことし1月から有料化、1乗車200円になりました。昨年5月号の「広報ひたちおおた」を見ますと、「地域公共交通計画についてお知らせします」という大きな見出しで、市民バスの運賃については事業者負担を求めることを検討すると、これは小さな字で書いてありましたが、こういうことが掲載されておりましたけれども、その後の周知は何もありません。ですから、1月からいきなり有料になり、有料化に怒っている、買い物の回数を減らしたなどの声が届いております。私は、フェスタ前で3回、バスを待っている方々にお話を伺ったのですが、仕方がないなど、市民の思いもさまざまなようです。

有料後の乗車数の状況、これは午前中の同僚議員の答弁にありましたので、その中で、昨年の同時期と比べて、1月が82.9%、2月が86.4%、こういうご答弁がありました。これではどのぐらいの人数かはかれませんので、先ほど計算してみましたら、1月が716人の減、2月が646人の減、有料化になったから週2回を1回に減らしたなど、結論を出すのは早いと思いますけれども、この数字が私は小さな数字ではないと思いますが、なぜこのような数値となったのか、見解を伺いたいと思います。

市民の足の確保は、交通弱者対策にとどまらず、福祉であり、その効果は、生きがい創出、健

康の維持にも発揮されていると私はずっと主張してきました。このような観点から、有料化は見直しをして減額するとか、高齢者の方々には一定の無料乗車券を発行するとか、フリーパスの検討、こうした対策を求めたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

最後に、東京都中野区が計画予定の風力発電施設の市の対応についてお伺いいたします。

2月7日付の読売新聞によりますと、東京都中野区が、当市に事業費15億円で風車3台を設置し、風力発電を行い、電力販売を始めると、このように掲載されております。自治体が別の自治体に風車を建設するのは、全国で初めてということです。風車を設置するのは里美地区の標高約800メートルの山林で、2013年の運用開始を目指して、平均風速5ないし6メートルで年約1,000万キロワットアワーの発電が期待でき、東京電力が購入することになっているということです。中野区からはどのような話があったのか、その経過等についてお伺いいたします。

また、中野区は、新年度予算で、1年間は風況調査を行うことになっていると聞いております。建設場所は、風力発電に必要な安定した風が発生、または通過する場所で、これらの条件を満たす建設適地は、鳥たちの渡りのルートとして利用されている場合も多く、必然的に風車に衝突する事故、バードストライクの危険性が常につきまわっているわけですが、このような環境問題についての考え方、既に現在7基の風車が設置されておりますが、バードストライクの現状をどう把握されているのかお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） まず最初に、格差に対して市長はどう考えるのかと、こういうご質問がございました。格差については、非常に間口の広い項目でございます。地域間格差等につきましては、いろんな場で論じられておる状況下でございます。市民の身近な格差といたしましては、所得格差ということが最も身近なものであると考えますので、これらについての考えを申し述べさせていただきます。

所得格差の生じた背景には、議員ご指摘のとおり、企業において、人件費削減のためにパートなどの賃金の安い、いわゆる非正規雇用の割合を高めてきた傾向が強くなっておりまして、先ほどのNHKの調査においても、3分の1以上が非正規雇用の労働者であるという状況下になってきたわけでありまして。このため、特に若年層において所得格差が拡大をしてきております。パート従業員などを含めて非正規雇用に関して配慮が必要であるということは、事実のとおりでございます。

ただいま国におきましては、パートタイム労働法の改正が今年の4月1日から施行されることとなっております。この中で、基本的な考え方といたしましては、同一職務については同一の待遇をするということが基本となっているところであります。パートや契約社員、期間工を正社員として採用した中小企業に対しましては奨励金を支払う制度などの雇用対策が、実施される方向となってきたところであります。

いずれにしましても、所得格差の解消のためには、1つには、大きくとらえますと、大きな企

業等で今、春闘その他で論じられておりますが、労働分配率の改善ということがその根底にあるうかと思えます。そして、その労働分配率を高める中で、非正規雇用労働者の取り分として、それがどのようにこれから向上していくか、そのことが大変大切なことだろうと考えているところであります。

そのほかの施政方針に関します重点施策についてご質問もございましたが、これに関しましては、教育長並びに各部長より答弁を申し上げさせていただきたいと思えます。

次に、後期高齢者医療制度の中止撤廃についてのご質問がございました。

さきの定例会でご答弁を申し上げましたとおり、ただいま現在、これから施行される高齢者の医療の確保に関する法律を遵守いたしまして、事業の円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。

副議長（梶山昭一君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 施政方針についての中、若者の雇用の場を確保するための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

若者の雇用の場を確保するためには、何といたしましても、身近に働く場所を確保することが大切なことですので、市内工業団地への企業誘致対策を進めてまいりますが、企業の誘致に当たりましては、地域の環境に優しい優良企業である製造業などで、操業に際し地元からの新規雇用が多く見込まれる企業を重視したいと考えております。さらに、就職、就業に関しましては、求職者のスキルの高さも要求されますことから、茨城県や茨城労働局などが行います就職面接会、若年者就職基礎能力養成講座などの就職支援事業を、パンフレットやリーフレット、またお知らせ版などで周知を図りながら、引き続き求職者に対する利活用を促してまいります。

加えまして、求人企業に対しまして求職者情報を提供し、希望者との面接会を開催するなどにつきましても、茨城労働局と協議してまいりたいと考えております。

次に、商店街について記載しているが、中小零細に対してどのように取り組んでいるかについてお答えいたします。

市内の商工業の活性は、地域活性の源でもあり、常陸太田市の活力の源泉でもありますから、経営の安定対策といたしまして、政府の金融政策に基づく自治・振興金融資金の保証受付やセーフティーネット保証制度の認定処理などを行うとともに、茨城県が行う中小企業資金融資制度や小規模企業支援融資のほか、経営相談会や企業研修会などの開催につきましても、パンフレットやリーフレットなどにより、引き続き周知を行ってまいります。

また、商工会を窓口、経営、金融、税務、経理、労務、創業、経営革新支援、各種共済保険などの指導事業が行われておりますので、これら指導事業を援護するために、商工会に対して補助を行っておりますので、引き続き継続してまいります。今後とも、関係機関と連携いたしまして、中小零細の事業者を支援してまいりたいと考えております。

次に、5つ目の、森林バイオマス再利用促進施設におけるダイオキシン類発生問題についてお答えいたします。

バイオマスリサイクルセンターが収集した木くず，間伐材，剪定枝等には，微量の塩素が含まれていることから，原料を炭化することにより発生する排ガスは，冷却塔において冷却され，その過程でダイオキシン類が再合成されます。その排ガスの一部が，バグフィルターの手前に設置されているダンパーにばいじんが堆積し，密閉されなかったため，排ガスが漏えいしたことがダイオキシン類の発生原因でありました。そのため，発生防止策として，ダンパーの交換や冷却塔，排ガス排気塔，ダクトの洗浄を実施しました。

また，二度とこのような事態を起こさないように，今後は，炭化炉の稼働前に，ダンパーの密閉状態やばい煙の堆積付着状態の点検項目を運転マニュアルに追加し，実施していくとともに，炭化炉稼働時の温度測定箇所をふやし，運転温度のチャート確認をより一層強化するよう指導してまいります。

ダイオキシン類発生防止対策のダイオキシン類の再測定をした結果，維持管理基準5ナノグラムに対し，測定結果は0.34ナノグラムでありました。本年2月5日から炭化炉の稼働を開始し，2月は8日間稼働しました。また，周辺への影響については，周辺の土壤中のダイオキシン類濃度の土壌調査を5カ所実施いたしました。その分析結果は，測定箇所すべてにおいて0.061ナノグラム以下で，基準値1ナノグラム以下の結果でありました。

次に，今回講じた防止策の費用負担ですが，バイオ炭の原料搬入状況の確認と，木くず中の全塩素含有量の分析結果及び排ガス測定日の運転場の温度管理状況等について，市及び指定管理者であるバイオマスリサイクルセンター，また，施設を建設した元請業者との間で検証した結果，何ら問題がなかったことが確認されたことから，市及びバイオマスリサイクルセンターには，原料及び運転上起因する責任がない旨をご理解いただきまして，元請業者が負担することになりました。

ダイオキシン類の測定結果の異常値が出てから停止までに時間がかかったことに対しましては，危機管理に欠けていたものと深く受けとめておるところでございます。皆様大変ご心配をおかけしましたことにおわびを申し上げますとともに，今後，施設の保守点検，運転マニュアルに沿った管理を徹底し，このような事態が二度と起こらないよう指導してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

副議長（梶山昭一君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 教育関連の2つのご質問にお答えをいたします。

まず，施政方針の中で，「児童生徒の減少が見込まれることから，小中学校の適正規模や幼稚園のあり方について，よりよい教育環境整備に向けて引き続き計画的な推進を図る」という，これにつきまして教育長の考え方をということでございましたので，話をしていきたいと思っております。

本市の児童生徒数の推移を見てみますと，今までにも急激に減少してきておりますし，また，今後も減少が見込まれておる状況でございます。このため，学校の小規模化が進み，学級によっては10人に満たない，あまりに小さな集団になり過ぎてしまったことによりまして，そういうことで，学習内容の質的な充実や，あるいは集団としての仲間づくりの面で，影響が一部に出てき

ている状況でございます。このため、学校施設検討協議会の答申を尊重し、1学級当たり20人から30人の児童数を適正な規模と考え、複式学級の解消を図るなど、引き続き統廃合を進め、子供たちにとってよりよい人的な教育環境を整備していくものであります。

学校といいますのは、集団で学び、生活するところに最大の特色があります。そこで行われるいろいろな活動を通して、助け合い、あるいは励まし合い、時にはぶつかり合い、競い合い、こういう、健全な人格を形成する上で欠かすことのできない貴重な体験をする場所でございます。そういう面からいたしますと、今のこの時期、子どもたちの状況から、少子化あるいは核家族化、さらには不審者の出没等、なかなか子供たち同士で切磋琢磨する機会が少なくなっている現状もでございます。そういう面で、繰り返しますが、本市の場合に、学級の集団があまりに小さな集団になり過ぎてしまったために、子供たちにとってよりよい人的な環境を整備していくものでございます。

続きまして、外国産食材と学校給食についてのご質問にお答えをいたします。

地産地消を推進するための安全で安心な国内産の食材に切りかえることにつきましては、地産地消推進協議会における行動計画の中で、学校給食における地場産物の利用促進を図ることにしております。JAみずほに年間の食材使用量を提供し、学校給食センターと生産者のニーズを調整し、計画的生産・利用による学校給食での地場産物の利用拡大に結びつけ、国内産の食材に変更できるものを検討し、学校給食での利用促進を図ってまいります。

2つ目としまして、統一献立に関連しまして、まず、里美センターにつきましては、500食という面から自校給食に近い形なので、そのよさを生かしてほしいということでございますけれども、食材の価格の高騰など大変厳しい状況の中で給食をしていかなければなりませんので、当面それに対処しなければならないことから、統一献立を図っていきたいと考えております。

続きまして、外国産食材の検査体制の強化について、国等への申し入れについてでございますが、このことにつきましては、機会があれば働きかけてまいりたいと思っております。

副議長（梶山昭一君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 施政方針11ページの「分別の徹底による資源リサイクル化、ごみ減量化をさらに推進し、循環型社会の実現とごみ処理経費の削減」の具体的な取り組み内容についてであります。資源循環型社会を構築するには、資源を賢く利用し、大量生産・大量消費・大量破棄の社会を変革させる必要があるものと認識しております。この循環型社会を実現するための具体的な施策であります。まず、ごみの減量化につきましては、1点目は、ごみの分別の徹底を図るため、だれにでもわかるごみ分別の手引書や、品目ごとに一覧できる分別辞典の作成に着手いたします。

2点目は、出前講座と地区別説明会の開催につきましては、前年度を上回る目標値を設定し、強化を図ってまいります。

3点目は、レジ袋有料化の取り組みなど、レジ袋削減のためのマイバッグ推進運動を展開してまいります。

次に、ごみ処理経費の削減につきましては、現在、清掃センターにおいて、財政負担の軽減及び平準化を図るための、施設の運転管理から定期整備工事までを含む、包括的な委託を検討しているところであります。あわせて、ごみ減量及びごみ分別の徹底による経費の削減を図ってまいります。

以上です。

副議長（梶山昭一君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 後期高齢者医療制度の問題点についてお答えをいたします。

最初に、保険料の値下げを広域連合に求めること、それから2点目としましては、保険料の中に含まれる経費を公費負担にしているかどうか、それから3番としましては、保険料の算定に關しまして、本人だけの収入で算定するよう広域連合に要望しているかどうか、4点目としましては、公費負担をふやすよう、国、広域連合への要望をしているかなどなどのご質問がございました。

これにつきましては、ご案内のとおり広域連合は、県内の全市町村で組織いたします特別地方公共団体でございます。その財政は、保険料、支援金、交付金によって運営されるものでございますので、むしろ、国・県に対しまして財政支援を要望する必要があると考えております。昨年、常陸太田市議会は、国に対しまして同様な意見書を提出してございまして、広域連合議会においても、国、県に対し要望書の提出を行ってきております。当市においても、広域連合と歩調を合わせながら、国庫負担金の引き上げや保険料の減免制度の実施に向けまして、働きかけをしております。

次に、5番目としまして、市独自の保険料の減免制度の導入につきましてのご質問にお答えいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律103条に、後期高齢者医療に関する費用に対しまして補助金を交付することができるとありますが、市から、医療費に係る公費負担と保険基盤の安定を図るための繰出金、さらには広域連合事務に係る経費等について拠出をしております、独自の減免制度については考えておりません。

それから、6番目の資格証明書の発行につきましては、広域連合と十分協議をして、対処をしております。

7つ目としましての健康診査につきましては、該当者全員に通知をしまして、特定健診と同等の健診内容で受診ができるように配慮をいたします。

8つ目としまして、後期高齢者の医療制度につきまして、現時点と同様の自由な医療サービスの提供がなされるものと考えております。

それから、特定健診の問題及び当面の課題についてのご質問にお答えをいたします。

益子議員、茅根議員のご質問にも申し上げておりましたが、4月からは、これまでの老人保健法に基づく基本健診に変わります、高齢者医療確保法に基づきまして、特定健診、特定保健指導が実施されることとなります。これまでの健診は、医療保険者が行います一般健診や、労働安全衛生法に基づき事業者が行う健診、さらには老人保健に基づきまして市町村が行う健診として

実施され、保健指導はあくまでも健診の付加的な位置づけにとどまっておりますが、これからの健診につきましては、メタボリックシンドロームに着目しまして、保健指導を必要とする方々を抽出するための健診という位置づけになり、保健指導は、メタボリックシンドロームに着目して早期に介入することや、対象者自身による行動変容を促すことが求められることとなります。

また、実施主体が市の国民健康保険など医療保険者となりまして、対象者も40歳から75歳未満の国民健康被保険者となることなどから、市民の皆様が混乱なさないように周知徹底を図るとともに、国民健康保険の被保険者に限らず、市民の皆様の利便に配慮した健診体制に広げなければならないと考えております。

副議長（梶山昭一君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

保健福祉部長（増子修君） まず、実施主体が地方自治体から医療保険者という考え方に変わりますが、地域住民の健康保持と利便性を考えまして、特定健診と後期高齢者の健康検査または介護予防におけます生活機能評価、さらには健康保険法に基づきます各種健診を、集団健診の会場で同時に実施することといたします。また、これまで基本健診を受診することができた社会保険などの被用者、保険加入者の被扶養者の方々につきましては、原則的には被用者保険が実施する健診を受診いただくこととなりますが、受診券と被保険者証を持参いただければ、同時に同じ集団健診の会場で受診できるような体制を考えております。

それから、健診項目につきましては、糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備軍を減少させるための保健指導を必要とする方々を的確に抽出するための項目が定められておりまして、健診対象者の全員が受ける基本的な健診と、医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診とがございます。新たに腹囲が加わりまして、項目の名称や選択の考え方などが、従来の基本健診の場合とは少し異なっているところでもございますが、全体的にはほぼ同程度の内容となっております。

なお、健診項目やその判定基準につきましては、メタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧、高血症などの関係する学会のガイドラインの整合性を確保をすることが必要であるとされておりまして、また、定められた判定基準値についても、学会等の連携のもとに定期的に見直しを行うシステムが国において検討されるようでございますので、それらの動向を見ながら適切に対処してまいりたいと存じます。

続きまして、保健指導の問題でございますが、保健指導の中心的担い手となります医師や保健師、管理栄養士ということになります。また、食生活や運動に関する実施指導となりますが、そのほかに、食生活、運動指導に関する専門的知識及び技術を有する人が必要となってまいりますが、保健指導実施者は対象者の身体の状態に配慮しつつ、行動変異に確実につながる支援ができる能力が求められますので、その体制整備は重要な課題となります。

特定健康診査等実施計画に定める目標値を達成するためには、どの程度の組織体制が必要なのか、現段階におきまして想定することが困難な状況でございます。平成20年度については、現在の当市の保健師及び管理栄養士等の体制で保健指導に当たることとしまして、その実施状況や

成果，課題等を踏まえながら，後年度における実施体制について，外部委託等も含めながら検討してまいりたいと考えております。

なお，特定健診の実施に当たりましては，健診機関，医療機関ほか医療保険者，費用請求書等の事務を代行します代行機関及び国との間でデータのやりとりや交換が行われ，これのデータが管理活用されることとなります。このため，特定健診等にかかわる被保険者の個人情報の保護につきましては，個人情報保護法や個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン，常陸太田市個人情報保護条例，さらには常陸太田市情報セキュリティポリシーに基づきまして，適正，厳格な取り扱いを行っていかねばならないと考えております。

国が定めました特定健康診査等基本指針では，市町村は，5年後の平成24年までに，特定健診の実施率が65%，特定保健指導の実施率が45%，そして，メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率10% 先ほど申し上げましたが という結果評価が求められるところでございます。結果のみの評価では細かい問題点などを把握しにくいことから，結果に至るまでの過程や，過程の基盤となる構造についても評価を行いながら，着実に生活習慣病対策の成果を上げてまいりたいと考えております。

副議長（梶山昭一君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 予約型乗り合いタクシーの運行についてのご質問にお答えをいたします。

乗り合いタクシーの実績であります。利用登録者人数が296人，稼働日数が48日で，延べ578人の方がご利用になりました。

この利用された方々のご意見でございますが，利用された89名のうち79名からご回答をいただいております。利用の目的地として最も多かったのは病院でございます。続いてスーパーマーケット等，この2つで5割を超えております。料金につきましては，6割を超える方が300円以下のご意見でございました。また，4分の1を超える方が安いというご意見でございました。高いというご意見ではございませんでした。市民バスとの比較でございますが，乗り合いタクシーのほうが利用しやすいという方が7割を超えております。また，8割を超える方が今後も利用したいとの回答をしております。自由意見といたしましては，事業の継続を要望するご意見が大半でございました。

今年度の試行運行につきましては，運行システム，運行地区，ダイヤ等を検証し，また利用者のご意見等をいただくため実施してまいりましたが，試行運行により各地区の運行に要する時間やルート設定に要する時間等がわかってまいりましたので，これらをもとに運行システムを見直して，再度，試行運行をしてまいります。なお，認可手続等に時間を要しますことから，7月からの運行を考えてございます。

次に，市民バスの有料化の見直しについてのご質問でございますが，市民バスにつきましては，本年1月から有料化を図ったところでございます。これにつきましては，受益者負担の原則並びに公平性，さらにはサービス等の充実を勘案いたしまして，有料化をしてきたところでござい

す。200円の料金につきましては、利用者のご意見や運行サービスの充実のための経費の増加に対応するため設定したものでございまして、現行のとおり運行したいと考えております。

また、フリーパスの導入についてでございますが、現在、運行事業者が2社ということで運行主体になって、市民バスを通常の路線バスと同様に運行しておりますので、その販売や市からの補償金の支払いのための精算等において、なお検討が必要になりますことから、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

次に、東京都中野区が計画を予定しております風力発電施設についてであります。中野区とは、昨年、中野まつりへ参加をするなど交流を進めているところでございます。中野区では、今後、里・まち連携事業につきまして、本市と推進を図る考えを持っていると聞いているところでございます。この中野区の里・まち連携事業のテーマの1つとしまして、持続可能な地域社会に向けた自然エネルギー活用と環境保全が掲げられております。この中で、自然エネルギー活用の観点から、今回の計画が進められているものでございます。

また、本市が風力発電施設設置のための調査候補地となりましたのは、これまでの交流とあわせまして、北茨城市から里川地区一体が、関東地方でも数少ない風力発電に適した風の吹く地域でありますことから、中野区において候補地と考えたものでございます。平成25年度の運転開始に向けて、平成20年度から風況や環境等の調査が実施される予定となっております。

なお、環境への影響でございますが、低周波音による影響や鳥の衝突事故が問題となることがございますが、現在のところ、7基の風車が稼働している中で、いずれの問題も発生をしておりません。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問をいたします。

1項目目の市長の施政方針ですけれども、この中で、貧困と格差の社会の中で、雇用の不安、生活不安、老後の不安、営業の不安、こうしたさまざまな不安を抱えて市民が生活しているわけです。そうした実態に常に寄り添いながら、ぜひ市政運営に当たってほしいと、このように思うわけです。その所得格差ですけれども、本市においても臨時職員等を採用しておりますが、そういった人たちの時給の値上げ等についての見直しはないのかどうか、伺いたいと思っております。

それから、2項目目の後期高齢者医療制度の問題についてですけれども、先ほど市長の答弁の中で、制度を遵守していくということで、事業の円滑な推進を図ってまいりたいということですが、私、先ほども申しましたように、今、地方議会1,800のうち3割近くの512議会が、中止撤回を求めていると。この3月議会でも可決されるところもあると思っております。またせんだって、野党4党が、この後期医療制度について廃止撤回を求める共同の意見書を国に提出しております。こういった状況、それから、この後期医療制度が、先ほども申しましたが、本当に内容は問題だらけ、高齢者いじめ、うば捨て山とするようなこの制度について、本当に怒りの声が広がっているわけです。こういう動きを今どのようにとらえているのか、その点について伺いたいと

思います。

それから、部長の答弁ですけれども、9項目ですか、ありましたけれども、国県に対しての申し入れ、広域連合等についての申し入れですけれども、やはり高齢者は本当にこれが始まったら困るんですね。これからどんどん問題が噴出すると思います。やはり高齢者の暮らしをしっかりと支えるという意味では、本気になって国、県、広域議会に保険料の算定の問題ですね、仕方、それから保険料の値下げ等々、やはり強く意見を述べていってほしいと、改善を求めるために努力をお願いしたいと、このように思います。

それから、学校給食については、教育長が、輸入農産物について今、非常に大きな衝撃、問題を消費者に投げかけているわけですが、こういう問題について、やはり検査を強化してほしいということを国に対して申し入れてほしいと。機会があれば働きかけたいと、非常に消極的な答弁だったわけですけれども、これだけの大きな問題をやはりしっかりととらえて、機会をつくって早目に申し入れを行ってほしいと思いますけれども、再度ご答弁をお願いいたしたいと思います。

森林バイオマス促進施設におけるダイオキシン発生の問題については、非常に問題があります。38ナノグラムと想定外の100倍ですから、こういうところで、先ほどの答弁の中では、私は見てきましたけれども、そういうダンパーが、今度は稼働するときに、ふたがきちんと閉まっているのかどうかということを一々見なければできないと。目で見ただけでは、本当に狭いすき間から粉じんが出るというのは幾らでも考えられるわけですね。ですから、設計のミス、構造上のミスではないかということも考えられますが、こういう点については、はっきりそういうことはないと言えるのかどうかですね。

それから、やはり危機管理は、しっかりとリサイクルセンターで働いている従業員の方にも意識づけをしながら、安全運営をしていっていただきたい。ですから、再度、何点か答弁漏れもありますので、お願いしたいと思います。

乗り合いタクシーですけれども、非常に喜ばれているということで、私はここで、75歳以上の方の通院等に係る乗り合いタクシー通院券、こういったものの発行の検討を求めたいと思いますけれども、ご所見を伺いたいと思います。

それから、市民バスの有料化の見直しについて、減額、高齢者への無料乗車券の発行をできないかと、このことについて答弁がありませんので、もう一度お願いいたします。フリーパスの問題についてはわかりました。

以上の点について再度のご答弁をお願いいたします。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 施政方針についての中で、パートなどの雇用対策についてのご質問がございました。

常時、他市の臨時職員の単価等を調査・把握しながら、パート・臨時職員の時給の見直しを行っているところでございまして、本市については、現在のところ県内他市平均よりも高いポジションにございます。したがって、現在のところ見直しの予定はございませんけれども、今後、

必要に応じて見直しを考えてまいりたい。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 外国産食材と学校給食についての再度のご質問にお答えをいたします。

外国産食材の検査体制の強化について、国等への申し入れということでございますけれども、今後も県のほうの都市教育長会議等においては、どこの市町村においても極めて大きな問題でございます。そういう組織を通して申し入れていきたいと考えております。

副議長（梶山昭一君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 2回目のご質問がございました。

後期高齢者の制度の問題点につきまして、後期高齢者の医療制度の中止撤回ということでございますが、これにつきましては、法でございますので遵守をしてまいりたいと考えております。平成20年度、4月から始まります後期高齢者の医療制度におきましては、74歳までの方と同じように今後も医療を受けられるという方向で、国民健康保険中央会のほうが出しております、それらの中でこの法を遵守してまいりたいと考えております。

副議長（梶山昭一君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 乗り合いタクシーと市民バスの再度のご質問にお答えをいたします。

75歳以上の券の発行の検討と、市民バスの無料券の発行のご質問でございますが、乗り合いタクシーも市民バスも、高齢者等の対策の1つとして実施しているものでございます。現行のとおり進めてまいりたいと考えております。

副議長（梶山昭一君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） バイオマスセンターの件につきましてご答弁を申し上げます。

この施設につきましては、県の設計審査を受けており、なおかつ認可を受けているというようなことございまして、設計上の問題はなかったものと考えております。

また、ダンパーにつきましては、目視では不十分だろうというようなことございますが、これにつきましては、ゲージによるチェック、そういう確認も今後してまいります。

それと、ダイオキシン類の分析につきましては、やはり検査項目が大変多岐にわたることから、短期間の中ではなかなかできないというような状況でございます。

以上でございます。

〔私語あり〕

副議長（梶山昭一君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 後期高齢者広域連合のやり方ではありますが、私は、後期高齢者だけじゃなしに、考え方としては、これからさらに財政的に厳しくなっていくであろう国保関係についても、もっと大きな母体として保険者となって運用していくべきだろうと、そういうふうに基本的には考えておまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、今の後期高齢者の保険制度を立ち上げることを重視していきたいと思えます。

〔私語あり〕

市長（大久保太一君） 今、国会その他、ほかの自治体等の動き、そういうことも含めて答弁を申し上げた次第であります。

副議長（梶山昭一君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 森林バイオマス再利用促進施設におけるダイオキシン類の発生ですけども、先ほど言い忘れましたけれども、土壌調査もして何もなかったと。こういうことで、あまりにも、非常に無責任といえば無責任のような言い方に聞こえたんですが、あの標高5、6百メートルの高いところで土壌調査をやったからといって、やらないよりはいいかもしれませぬけれども、だから安全だと、そのままふたをしてしまうのはおかしいと思うんですよ。38ナノグラムもの、100倍ものダイオキシンが6カ月もかかって出ていたというその責任、やっぱりこれは深く認識をしないと、今後の問題にも関係いたしますので、ぜひ深く認識していただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（梶山昭一君） 次、16番山口恒男君の発言を許します。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番（山口恒男君） 16番山口恒男でございます。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

私も、いろいろ皆様と、前議員の方からいろいろと重なった部分がございますので、できるだけ省略できるところはさせていただきますが、若干のお時間もいただいて質問させていただきます。

初めに、1、新年度事業について。

1つ、施政方針について。

市長の施政方針の中で、市債残高が、特別会計、企業会計を含め472億の見込みを認識し、行政改革大綱による行財政の合理化、効率化を念頭にした各種施策、厳選の予算編成をされたことと、その多面にわたる各種施策についても、詳細なるご説明をいただきました。新年度への市民サービスに対する積極的な予算編成をなされたことに理解をし、これらの施策がスムーズに実行されるよう望む次第であります。

お聞きいたします。新年度予算編成も本年度に続き緊縮型であり、大変な労力であったと推測いたしますが、多くの時間等を費やした事業、また見直し事項などはどのようなものがあるのか、特筆すべき点がありましたら、お聞かせいただければと思えます。

2つ、少子化等の対応について。

新年度では、ストップ少子化を重点戦略として位置づけ、積極的な予算組みがされ、我がまちもいよいよと、大変うれしく思っております。我が公明党もチャイルドファーストと掲げ、少子化問題を最重視し、いち早く取り組んでまいりました。児童手当や医療費の無料化などはその一例であります。国の施策だけでは十分とは言えません。新年度予算では、本日の市長答弁にもありますように、独自の医療費や妊婦健診の拡充、また、乳幼児等インフルエンザ予防接種など、少子化対策の福祉事業が大きく進展しております。市長初め執行部のご尽力に大変感謝いたしますが、近隣市町村と比較するには特段と言えず、今後もさらなる拡充を図るべきと思います。

そこでお伺いいたします。以前からも要望しております養育費や医療費、妊婦健診、さらにブックスタート制度や子供議会での子供の生の声なども、少子化等の対応としては重要であり、さまざまな施策をさらに推し進める必要があると考えますが、今後の取り組み方針や計画等について、市長のご所見をお聞かせいただければと思います。

続きまして、2、市民協働について。

1つ、取り組み方について。

第5次総合計画で基本方針に掲げている市民協働。市民協働推進課も開設され、担当職員は、さまざまな企画に休日も返上し、市民協働にと尽力されております。その活動の姿を見るにつけ、頭の下がる思いであります。大変ご苦労さまです。ありがとうございます一言つけ加え、感謝申し上げます。

しかし、このような職員の努力と裏腹に、市民から、市民協働とは聞こえはいいが、市民への押しつけ云々との声も聞かれます。こういった声の払拭のためにも、市民協働への取り組みについて、実施の実情や経過などをお聞かせください。特に、関連部署との連携と取り組み方、新年度への取り組み方や豊富などをお聞かせください。

2つ、ボランティア支援について。

市民協働の活性化を図る上で、ボランティアグループ等の企画、資料作成、打ち合わせなど、幅広く支援を行う拠点となる場所が必要不可欠ではと思っております。現在、生涯学習センターでは、各種団体が利用できるよう、印刷機や資料ロッカー等の提供が行われておりますが、十分とは言えません。生涯学習センターや市民協働推進課の市民サロンの拡充という方法もあるかと思っておりますが、現在休業している市民食堂を、ボランティアルームあるいは市民協働室として活用してはいかがかと思っております。なお、この拠点には、各種ボランティアグループの作業や活動が気軽に自由に行えるよう、印刷機、製本機、ロッカー等の設置も要望いたしますが、いかがでしょうか。

3つ、庁舎周辺食堂について。

午前中の菊池議員の、市役所の就業時間の変更についての質問と趣旨は同様ですが、周辺食堂は、長年、職員の利用で経営を維持され、現状、売り上げ減少に大変苦しんでおられます。その切々な声が私の耳にも届いており、市職員にも届いていると思っております。職員組合は、職員の福利厚生等の改善を図るのは当然であります。市民あつての職員、職員あつての組合であるこ

とを考え、市長の施政方針にもあるように、「市民の皆様と行政が、一緒にまちを考え、行動し、つくっていく」との市民協働のまちづくりを念頭に、昼の休憩時間を60分に戻していただけるよう、関係部署と組合での十分な話し合いなどで、協力していただけるよう強く要望させていただきます。

続きまして、都市計画について。

1つ、取り組み方について。

平成17年度に策定された都市計画マスタープラン、新年度にて見直し策定がされますが、その策定結果に基づく実施計画の時期、期間と、決定している点があればお聞かせください。

2つ目、駅周辺整備について。

新駅舎の建設工事について、昨日来、工事内容の若干の説明もありましたが、安全面の点からお聞きいたします。新駅舎は、計画図では、現軌道上の位置に建設となります。多分、線路移動など難工事と考えられますが、どのような工法での建設か、利用者の安全確保は十分に行えるのか、お聞かせください。また、この工事によりダイヤ改正などが行われるのか、あわせてお聞かせください。

なお、駅舎内には観光案内所も併設され、利用促進の点からお伺いさせていただきます。現在の観光案内所は立地的にもわかりづらく、特に市街地からの来訪者には見過ごしがちになり、機能面での欠点もあると思います。併設となる案内所は、これらの点から、現案内所と比較しての改良を望みます。また、規模や内容、開所時間等の概要をお聞かせください。

なお、廃止が予定されているハローワークが撤退となった場合、駅周辺整備への計画は、参入はあるのか、お聞かせください。

3つ目、新宿町市街化区域について。

新宿町上町の営農希望者が、市街化区域存続の中で、唯一最後の解決策として見出した生産緑地法、執行部に対し新たな要望をいたしておりますが、この生産緑地法実施に向けた進捗状況はどのようになっているのか、またそれら進捗状況等の説明は、希望者に対し十分に実施されているのか、さらにこれら市街化区域の生産緑地の今後の計画と見通しと、何年までに問題の解決を図る予定か、ご見解をお聞かせください。

最後に、4、ハローワークについて。廃止の対応について。

先ほどの鈴木議員からも再編について質問があり、理解をいたしますが、2点ほど質問させていただきます。

2月の全員協議会で市長から説明があり、2月25日には全国17カ所のハローワーク、出張所等の廃止を厚労省が発表され、2月25日号の「ひたちおおたお知らせ版」でその旨が掲載されております。厚労省の発表の日と同じお知らせ版の掲載は、あまりにも段取りがよ過ぎる。スピーディーな対応は評価いたしますが、拙速と思いますが、その経過をお聞かせください。

地域職業相談室は、市職員を含め3人体制となりますが、今まで以上の利便性と、交通弱者にも十分配慮しての設置場所設定となるよう、また職業紹介の端末機などは公共の場にも設置し、利便性の向上を図り、就業により結びつけられるよう望みますが、この点についてご所見をお聞

かせください。

以上，4項目について，市長並びに担当部長の積極的なご答弁をお願いいたします。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 新年度事業につきましての中で，施政方針にかかわるご質問にお答えを申し上げます。

施政方針の中でもご説明を申し上げましたが，本年度，新たに税源の偏在の是正策としまして，地方再生対策費が盛り込まれまして，当市におきましても2億9,300万円の財源の確保ができたところでありますが，財政全体を考えましたときに，公債費の前年度よりも低減される額及び職員給与にかかわる削減額，その額2つを一般会計全体の規模から縮小させまして，住民に密接なサービス分野での財源は前年比0.1%増，ほぼ同じという基本的な考え方で，予算編成をしたところであります。

そういう中にありまして，子育て支援，地域の元気づくり，地産地消の推進，それから環境対策などに力を入れることを重点に，予算編成をしたところであります。具体的な内容につきましては，ご説明を申し上げましたとおりであります。また，議員ご指摘のとおり，これらで，例えば子育て支援についても，他の市町村と比べて突出したものがどうかという点については，内心じくじたるものがあるのは事実でございます。

なお，事業の見直しの中で時間を要しましたことについて申し上げますと，生活排水ベストプランによります下水道事業の見直しということであります。これまで，公共下水道事業並びに特定環境保全公共下水道事業等で今後整備をしていく計画の範疇が非常に大きなものがありまして，多額の費用を要することとなっております。これらを，排水の浄化を達成できることがまず無二の条件でありますので，それらを達成すべく，合併浄化槽等への切りかえをするということで，かなり時間を費やして見直しを図ったところであります。

さらに，補助金等につきましての見直しにつきましても，これまでお話が出ておりますとおり，その公平性等を重視しながら，費用対効果も含めて見直しを図ってきたところであります。新たに，それぞれの地域の活性化のために少しでも支援をしたいということで，預金の運用方法の見直しをいたしまして，その財源をもとに，地域の活性化のための支援をしてみたい，そういうことを予算化をしたところでございます。

次に，少子化対策としてであります。今，行政にできることは何なのかということをお考えますと，少子化対策としては，若者が定住できる環境の創出，それから結婚推進事業，さらには出産・子育て世帯への精神的・経済的な支援ということになるわけですが，これだけで本当に十分だろうかということになりますと，先ほど申し上げたとおり，他市町村に比べて，決して傑出したものがあるわけではありません。

これらのことを考えまして，今後，より効果的に少子化対策を展開いたしますために，市内に少子化対策プロジェクトを立ち上げまして，組織横断的に施策を検討してみたいと思っております。これらの中で，議員からご提案のありましたさまざまな施策についても，

検討をしていきたいと思えます。

副議長（梶山昭一君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市民協働についての取り組み方についての中で、初めに、本年度実施した関連部署との連携についてお答えいたします。

本年度につきましては、常陸太田市における協働のまちづくりにかかわる施策を総合的に推進するため、7月に市民協働のまちづくり推進プロジェクトを設置し、市民協働の理念や市民協働事例の調査等を行ってまいりました。また、プロジェクトと連携し、各課に配置しております市民協働推進員を中心に、協働事業の洗い出しを行うとともに、職員向け協働推進マニュアルを作成し、全職員に周知を図りながら、市民協働への意識づけを行ってきたところであります。

次に、新年度への取り組み方と抱負についてであります。第5次総合計画の実施計画、事業計画書の中に、市民協働の視点についての項目や改善方法等も盛り込まれておりますので、その計画書をもとに、プロジェクトの中で、協働の視点など、協働の形態、あるいは改善の具体策等について協議検討を行いながら、各課の協働事業の実施と合わせ、組織的、体系的な体制を整えてまいりたいと考えております。

さらに、市民協働の推進につきましては、国と地方の関係を見直し、地域住民がみずからの責任において、地域の特色を生かしたまちづくりを行えるよう、地方分権が進められております。地方自治の本旨であります「自分たちのまちは自分たちがつくる」という基本理念のもと、少子高齢化問題や希薄となったコミュニティの解消については、地域の実情に合った取り組みが必要になってきております。本市におきましても、地域ぐるみでの高齢者の支え合いや、子供たちを見守り育てる環境づくり、地域をはぐくんできた協働作業や行事など、地域に根差したまちづくりを推進するため、地域の皆さんと行政がともに考え、ともに汗をかきながら行動していく、市民協働のまちづくりが必要であると考えております。引き続き、協働のまちづくりにつきましては、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、市民協働についてのボランティア支援についての中で、活動拠点としてのボランティアルーム、市民協働室の設置についてお答えいたします。

現在、生涯学習センター内に、さまざまな団体の活動拠点として団体交流サロンが設置されているところであります。また、本庁2階におきましても、市民協働推進課隣に市民交流サロンが設置され、市民団体等の会議や団体と市の協働事業の打ち合わせ等に利用をされているところであります。

そのような中、現在、社会福祉協議会の登録ボランティアや生涯学習センターの高校生ボランティア、図書館ボランティア、市の登録ボランティアなどの活動状況や情報を総合的に掲載するホームページの作成に向けて、準備を進めているところであります。なお、ホームページの立ち上げ後は、市民交流サロンへのパソコン、プリンター等の設置を行い、ボランティア間の情報交換、交流の場としての活用も検討しております。

議員ご発言の、印刷機や製本機等の設置、さらには新たな活動拠点としてのボランティアルー

ム、市民協働室等の設置については、それらの利用状況を見ながら、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 都市計画についてお答え申し上げます。

初めに、都市計画マスタープランで策定された実施計画の時期と期間についてでございます。

将来の都市像を定めます都市計画マスタープランの策定に当たりましては、国の示す都市計画運用指針におきまして、市街化区域と市街化調整区域の見直しにつきましては、おおむね10年後の将来予測をもとに定めること、また、道路などの都市施設や区画整理事業などの面開発事業につきましては、おおむね10年以内に優先的に整備する事業を対象に、その目標として示すこととされてございます。市といたしましても、この国の示す運用指針に準じて、都市計画マスタープランを策定してまいりたいと存じます。

次に、駅周辺整備事業についてでございます。

新駅舎の建設方法についてでございます。議員ご指摘のとおり、新たな駅舎は、現在の線路上に位置する位置に建設されますことや、JRが運行を継続しながらの工事になりますこと、さらには、国道2路線につきましても工事を実施するなど、狭い範囲で工事が錯綜する、非常にレベルの高い工事となりますことから、工事期間中の安全管理には十分配慮する必要があるところでございます。今後、JRとの設計協定を締結し、駅舎やホームの実施設計に着手することになりますことから、この設計協議の中で、運行に支障が生じることなく、また、現地の安全管理に十分配慮した施工計画を立案してまいりたいと存じます。

なお、工事期間中、JRにおきましては、ダイヤの運行見直しは行わない予定となっております。

次に、新駅舎に配置する観光案内所の利用促進についてでございます。

新たな駅舎には、市の玄関口としての機能性やシンボル性を有しているとともに、駅利用者の皆様の利便性を確保する必要があると存じます。そこで、改札や券売機などのJR関連施設とあわせ、交流空間として公共施設的なスペースを確保し、この中に観光案内所、待合室、情報提供コーナー、展示物販コーナー、トイレなどを配置する計画としてございます。

特に観光案内所につきましては、駅舎から離れて立地する現在のものに比べまして、駅舎と一体的でありますとともに、駅利用者の動線上にあり、利便性が確保されますことから、これまで以上の利用促進が図られるものと期待しているところでございます。さらに、観光案内所におけるサービス内容や運営につきましては、現在よりその水準の向上が図られますよう、今後、具体的な協議を進めてまいります。あわせまして、駅舎を利用される方々への案内につきましても、主要な交差点に案内板を配置するなど、利用者の視点に立った観点から検討を進めてまいります。

次に、新宿町の市街化区域についてでございます。

生産緑地希望者への説明等は十分実施しているのかとのお尋ねでございます。生産緑地は、市

街化区域内において農地を計画的に保全する制度でございますが、これを希望されます方との協議につきましては、これまで8回にわたり、都市計画マスタープランを初めとする上位計画や、面積要件、土地利用上の条件、あるいは営農の継続性などの課題につきまして、協議を進めてまいったところでございます。市におきましては、県との協議を踏まえ、その見解も提示しておりますことから、今後とも生産緑地希望者の皆様への説明を十分行いながら、協議を進めてまいりたいと存じます。

次に、生産緑地指定の見通しについてでございます。先ほどの指定に当たっての課題を整理中でございますことから、具体的なスケジュールをご提示できる状況にはいまだございませんけれども、平成20年度に、上位計画でございます都市計画マスタープランの見直しを検討しており、その中に盛り込んだ上、翌年度、平成21年度ごろには、具体の手續に着手することが可能ではないかという見通しになってございます。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 4点目の、ハローワークについてお答えいたします。

ハローワークにかかわる背景につきましては、さきに鈴木議員の質問にお答えしたとおりであります。対応と経過についてお答えいたします。

昨年10月15日、茨城労働局からハローワークの再編整理の計画があることが伝えられましたので、早速10月29日、茨城労働局に出向き、計画についての再考を依頼したく、申し入れを行いました。さらに、11月9日、茨城労働局に要望書を提出しました。11月21日の全員協議会では、市長あいさつの中で、茨城労働局から常陸太田出張所を常陸大宮公共職業安定所へ統合する予定があること、本市としては存続できることを要望していることを伝えたところであります。12月3日には、茨城労働局から総務部長、企画室長が来庁し、常陸太田出張所を計画どおり進めざるを得ない旨を改めて伝えられました。12月7日には、関係課による内部会議を開きました。そして、2月4日、茨城労働局から、ハローワーク常陸太田の廃止に関する広報依頼がありましたので、正式決定の通知日として受け取ったものでございます。以後、21日の全員協議会において報告後「ひたちおおたお知らせ版」2月25日号で周知したところであります。

次に、地域職業相談室についてのご質問にお答えします。

地域職業相談室は、市町村の要望に基づき国が設置するものでありまして、公共職業安定機関が設置されていない市町村において、国と市町村の連携により、国の提供する職業相談、職業紹介サービスと市町村の提供する住民サービスが相まって、当該地域住民の就職の促進及び利便性の向上を図ることを目的としています。

業務の内容は、求職者に対する職業相談、求職受理及び職業紹介、求職者に対する求人の受理とこれに対する相談などになります。相談員は、所在地を管轄する安定所からの派遣で2名、市費による者1名の計3名の見込みです。運営の費用につきましては、相談員1名、施設及び光熱費は市町村負担になりまして、派遣の相談員2名、パソコンやコピーなどの事務機器については

国が負担することになっています。

相談室の開設場所につきましては、現在のハローワークの場所を希望しておりまして、国の平成20年度の予算での設置を要望しているところでございます。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 16番山口恒男君。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番（山口恒男君） ご答弁、大変ありがとうございました。

市長の少子化対策に対するお考えは十分伝わってまいりました。今後とも、我々公明党も機会あるごとにさまざまな要望をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、市民協働につきましては、ぜひとも取り組み方がもっと周知をされ、一般市民にも十分わかっていただけるようにしていただきたいのと、市民協働推進課単独だけではないということもわかっていただけるよう、各部署ごとの取り組み方も周知していただければありがたいと思っております。2月19日の茨城新聞には、「芽生える協働 市民参画」と題して、成否のかぎは市のやる気と掲載されております。こういったことで期待されておりますので、ぜひとも職員一同、皆様の力を合わせて、市民協働に向かって闘っていただければありがたいと思っております。

また、ボランティア支援につきましても、やはりこういった活動拠点というものがないと、なかなか拡大はしていかないのではないかと思います。文教民生委員会でも、先進地視察の刈谷市などでは、断酒会など、そういったボランティアグループも登録をして活動しているようであります。小さな団体、本当にどこに頼っていいかわからないような部分のところ、そのボランティア拠点に来れば、すべてがわかるし、それに携わることもできるというようなことを考えれば、よりまちづくりに貢献できると思っておりますので、そういった拠点となる、本当に自由に気楽に使えるような場所の設定を要望させていただきます。

都市計画の中で、新宿町市街化区域につきましては、今後とも、やはり営農希望者の意を酌んで闘っていただいて、よりよい解決策ができるようお願いしたいのですが、今後、この件に関しての、何か住民との打ち合わせ等の予定が考えられているのか、あれば、その日付等をお聞かせください。

また、ハローワークにつきましては、ぜひとも現在のハローワークの場所にこのような機会を設置していただけるとともに、先ほど申し上げたように、端末機で検索できるような、そういったシステムの構築もぜひともご検討いただきたいと思っております。

また、ハローワークの経緯でありますけれども、あまりにも早い周知には、市民に誤解を与えるような結果になるのではないかと思います。十分な周知の仕方を考えるべきではなかったかと、その点、私も、これは大変なことではないかと。本当にハローワークがつぶれてしまうというような考えで、市では何もやっていないのではないかと、そのような考えも浮かんでまいりますので、ぜひともその経緯については、整合性のあるやり方でやっていただけますようよろしくお願いいたします。

以上の点につきまして、新宿町市街化区域とハローワークの経緯についてもう一度ご所見をい

ただいて 私の一般質問を終了させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 新宿町の生産緑地の地権者との今後の協議ということかと思えますけれども、これまでに、県のほうの見解を地権者の方にはご提示しているかと思えますので、今後につきましては、市の対応等につきまして、3月20日のころを目途に再度調整をしてみたいと思えます。

副議長（梶山昭一君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） ハローワークの件に関しましては、今後、誤解を受けないようなことに対応してみたいと考えております。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 以上で、一般質問を終結といたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会をいたします。

午後4時55分散会